平成24年第3回板倉町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年9月14日(金)午前9時開議

日程第 1 認定第 1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について

日程第 7 閉会中の継続調査・審査について

○出席議員(11名)

1番	今 村	好 市	君	2番	荒	井	英	世	君
3番	川野辺	達也	君	4番	延	山	宗	_	君
5番	小 森 谷	幸雄	君	7番	黒	野	_	郎	君
8番	市川	初 江	さん	9番	青	木	秀	夫	君
10番	秋 山	豊 子	さん	11番	荻	野	美	友	君
12番	野 中	嘉 之	君						

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町			長	栗	原		実	君
教	ਵ	Ì	長	鈴	木		実	君
総	務	課	長	田	П		茂	君
企區	11 財	政 課	長	中	里	重	義	君
戸籍		務課	長	長~	川谷	健	_	君
環均	竟水	道課	長	鈴	木		渡	君
福	祉	課	長	永	井	政	由	君
健恳	庚介	護課	長	小	嶋		栄	君
産業	Ě 振	興課	長	Ш	П	秀	雄	君
都下	 方建	設課	長	小り	野 田	国	雄	君
会:	計 徨	9 理	者	荒	#	利	和	君

 教育
 養 員 会

 事務
 局 長

 世
 口

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 大
 五

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

 カ
 カ

○職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 小野田 吉 一

 庶務議事係長
 伊藤泰年

 行政安全係長兼議会事務局書記
 根岸光男

開議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

本日は今定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○認定第1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(野中嘉之君) これより日程に従いまして審議に入ります。

日程第1、認定第1号 平成23年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

今村好市君。

○1番(今村好市君) 1番、今村です。2点ほど質問いたします。

まず最初に、合併問題なのですが、平成23年度の一般会計における主要事業の成果、もしくは平成23年度の主要事業の概要、平成23年度の歳入歳出決算書の中に、どこを見ても私の見る範囲内では合併という記述がなされておりません。また、平成24年度の主要事業、24年度の予算書にも合併の文字はないような気がいたします。現状において、合併についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

この前、町長が相手方からアプローチがない限りこのままの状況ですよということで話がありましたが、 昨年9月、多分私が記憶しているところによると周辺市町村、もう既に合併をした旧藤岡町、もしくは旧北 川辺町、町民に意向調査を聞くというのは行政としては越権行為になりますので、行政間の調査等について お願いをしましたところ、企画財政課長は調査をしたいという話がありましたが、その調査をやられたのか どうか。

特に古河市、周辺市町村については合併をしておりますが、おのおのが形態が私は違うと考えております。 旧藤岡町については、合併特例の中で自治区を設けておりまして、旧藤岡町についてはそこを代表するよう な区長が選任をされていると。旧北川辺町についてはもう完全な合併でありまして、そういうことなく加須 市として全ての事務事業をやられていると。古河市、三和町、総和町については、私がはた目で見ている限 り、これは対等合併かなと思います。人口、財政規模、その他も含めて対等な立場で合併をして、古河市の 庁舎については総和町の庁舎が古河市の庁舎、古河市の立派な庁舎は古河支所ということになっております ので、周辺見ても合併形態が非常に違う状況でありますので、その辺は将来板倉がどうするかはいずれにし ても、しっかりと調査ができているのかどうか、その辺をお聞かせいただきたい。

もう一点は、繰り越し事業の関係でお尋ねをいたします。22年度から23年度に繰り越しされた事務事業、 その繰り越しをした理由、それと繰り越しの事業費、これを主なもので結構ですので、お願いいたします。 それと、23年度から24年度に繰り越されたやはり事務事業、繰り越しの理由、それと24年度に繰り越して

ありますので、その繰り越した事業の現状での進捗状況をお願いいたします。

また、3月の定例議会で23年度の一般会計(第6号)補正で、町の単独道路整備事業3,070万円が可決をされております。その後6月の定例会で23年度の繰越明許費の報告の中には2,750万円ということで、その差額320万円があるわけなのですが、これは繰り越しをせずに23年度の事業で消化をされたのかどうか、その辺も含めてご説明をお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えいたします。

まず、1点目の合併の関係でございますが、近隣の市におきます現状等についての調査を実施をしたいという、その点につきましては、あのお答えをした当時加須市におきましては市民に何らかの形のアンケート調査を実施をするという計画であるということを聞いておりまして、そのアンケート調査の結果は提供していただけるということで加須市のほうからは協力してもらえるということでありました。ところが、現状はまだ調査が実際に完了をしていないというような状況のようでありまして、まだ集計等もされていないというような状況でございます。

それから、古河市の関係につきましては、これまでもなかなか古河の関係者と接触をする機会がありませんでして、具体的に古河市については口頭の話にしてもなかなか十分な内容は聞けていないという状況でございます。

それから、旧藤岡、栃木の関係についても、やはり現在栃木市としての総合計画を策定しているという状況でありまして、実際合併をしてからの効果等についての調査はこれからになるというようなことです。ただ、総合計画の策定のプロセスにつきましては、議員がおっしゃるとおり、藤岡のいわゆる自治区としての課題等を取りまとめたものを本庁へ送って、総合計画の中に盛り込むというような形で、合併前のいわゆる市町の区域単位でいろいろ地元としての課題等を整理しながら、全体の市の計画にまとめていくというようなやり方をしているということは聞いております。そういった中で今後やはり均衡とか、そういうバランスというものについては何らかの形で検証していくということは聞いていますので、そういったときに情報の提供をお願いしてございます。

したがいまして、具体的に調査が完了したものはないということでありますので、その点ご理解いただき たいと思います。

それから、繰り越しの関係でございますが、まず22年度から23年度への繰り越しの関係を申し上げますと、とりあえず繰越明許の繰り越しを補正予算で議決をいただいた総額が2億5,714万5,000円ございました。そのうち22年度内に執行がされた残り、要するに実質23年度へ繰り越しをした額が2億4,986万7,000円であります。内容を申し上げますと、まず町議会議員選挙費については369万7,000円の繰り越し、それから東北地方太平洋沖地震災害対策事業の関係でありますが、これが事業にして3事業が繰り越しをされております。それから、道路の関係は町単独の道路整備事業、それと大きいものでは小学校、中学校のエアコンの整備事業、これが繰り越しをされております。この繰り越しの主な理由としますと、小学校、中学校のエアコン関係につきましては、国の補正予算の中で制度、事業化が出てきましたので、当然22年度末まででは完了できない時期に補助金の採択がされたということがあって、これは補正予算の議決の時点で同時に繰り越しの明許を議決をいただいてございます。

それから、地震災害対策関係についても同様でございまして、3月11日の震災発生ということでありまして、それに伴う補正予算、専決処分も含めてやらせていただきましたが、そういったものが原因で繰り越しをさせていただいたということでございます。

それから、23年度から24年度への繰り越しでございますが、これにつきましては今年6月の定例会におき

まして繰越明許の繰越計算書を報告させていただいたところでございますが、繰越明許として補正予算で議決をいただいた事業、4事業ございます。報告の金額が5億5,592万5,000円が総額でございまして、そのうち実質翌年度へ繰り越しをしたものが4,270万円と。議員がおっしゃるとおり、先ほど町単の道路事業では繰越明許の議決をいただいた金額に対して320万というご質問でありますが、これにつきましては年度内に執行ができたということで、その残りを繰越明許として繰り越しをさせていただいたということでございます。

それから、資源化センターの管理事業につきましても、補正予算では繰越明許の議決をいただいたところでございますが、これにつきましては全額年度内に執行が完了できたということで、実際に24年度へ繰り越された事業としますと、農業費、道路橋梁費2件、合わせて3件で4,270万円という状況でございます。

参考に申し上げますと、この4,270万円の財源でございますが、国県の支出金が882万円、それから地方債が500万円、一般財源が2,888万円という内容での繰り越しでございます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○1番(今村好市君) 合併の件につきましては、北川辺は何ら動きはなかったのかどうか、その辺ちょっと聞き漏れをしたのか、説明がなかったのか、いずれにしても栃木市、古河市、藤岡につきましては、現状としては調査なり資料なりをいただいていないということで、そういう理解でよろしいですか。

住民に対する合併に関するアンケートをとると、そのデータをいただきたいという話らしいのですが、行政間として合併についての問題点だとか、行政として非常に効率がよくなったとか、そういうものについても直接聞き取りが調査をしていただきたいなと思ったものですから、この前発言をしておきましたが、そういうことも大事なことだと思いますので、ぜひそういう調査は、これから合併がどういうふうに展開をしていくかどうかわからないのですが、基礎的なものはしっかりと町としても、私ども議会としても共通認識をしておきたいという理解がありますので、ぜひ調査は進めるべきだと思います。

それと、これから庁舎問題や町の行政運営上、やはり将来合併を見据えて物事を行っていくのか、しばらくの間は自立で行くのだよということで、いろんな規模決定をしたり、行政運営をやっていくのか、非常に大事な時期だと私は思いますので、その辺の方向性についてもきちんと、ある程度、調査は調査別にして、町としての方向を出しておくことが大事なことだと思うのですが、その辺の方針はどんなふうな形で考えているのか。

それと、先ほど繰り越し事業の関係なのですが、今年度に繰り越しをした、特に道路事業、これについては4路線ということで、前に補正のときも説明がありましたが、繰り越しの理由についてが用地がまとまらないとか、河川との協議、それと電柱移転とか、こういうものは予算を上げる前の時点でしっかりとクリアしておくということでないと、実際に予算が議決されて、途中で町単独事業の2,700万円程度の事業を繰り越すというのは、やはり今ここに来て次年度の予算編成もあると思いますが、予算を組む段階でもうちょっとやはりシビアに、しっかりと調査をする必要があるのではないかと私は認識しておりますので、その辺は次の予算編成に向けてどういう考え方で今年度の決算を検証をして、次年度の予算編成に対応するのか、その辺もお聞かせいただきたい。

それと、町道4路線を繰り越したのですが、今現在でその4路線の進捗状況はどうなっているのか、繰り

越した4路線が着実に事業化し、進捗しているのか、その辺を確認したいと思います。

それと、繰り越し事業については、先ほど企画財政課長から話がありましたとおり、国の補助金なり交付金の採択の時期、もしくは交付決定の時期等が年度途中で起こる可能性が非常に多いのですね。そういうものについては、当然繰り越しをしないと事業が消化できない、補助金ももらえないということになりますので、これはしようがないという、やむを得ないということだと思うのですが、町単独の事業についてはもうちょっとしっかりとした計画、調査をした上で予算計上するということが私は基本的には大事なことだと思います。

それと、今年度の繰り越しについては、事業量としては4,270万円、財源としては2,888万円ということで、特定財源があるので、一般財源の繰り越しについては2,888万円ということだと思うのですが、特定財源の歳入の、いわゆる事業のやり方なのですが、特定財源はダイレクトに24年度の予算の中に入ってくるのかどうか、この辺もお尋ねいたします。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君) 登壇]

○企画財政課長(中里重義君) まず、1点目、北川辺の関係をということでありますが、先ほどお答えの中で加須市ということで言わせていただいたつもりでおります。確かにもう一回申し上げますと、北川辺関係については、加須市として合併後の状況についてアンケートを実施したいというような意向だったということでありましたが、まだそんな状況で取りまとまっていないというような状況でございます。

あと、例えば職員間で直接状況の聞き取りとかということでありますが、これについて公式にはお尋ねをしたことありませんが、そのほかの会議とかのときにはどんな状況かは聞いております。ただそれが、それは単なる職員レベルの話ということであって、公式なそれが見解、結果だということではないと思っておりますので、その辺については我々が雑談の中で知った状況という程度だということで、改めて皆様方に公表をするまでのものではないと思っておりますので、その点は差し控えさせていただければと思います。

それから、庁舎等の建設の関係等に絡めての合併を見据えてとか、自立でということのご質問でございますが、これにつきましてはこれまで庁舎の基本計画の検討委員会、2回開催をしておりまして、今月には明和と邑楽町の庁舎の視察を実施をするという予定になっております。こういった中で、我々事務方としますと、合併をする、あるいは自立でいく、いずれの場合にも十分と言えるかどうかわかりませんが、それなりの施設利用が可能なような施設計画をできればいいなと考えております。そんなところであります。

それから、繰り越しの道路事業の進捗状況でございますが、この町単の4路線につきましては、現時点では全て予算執行は完了したということで把握をしております。

それから、次年度の予算編成への反映ということでございますが、これにつきましては今回の繰り越しだけにかかわらず、毎年当初予算の編成の中で当該年度のいわゆる事業の路線をもとに予算措置をしておるわけでございますが、そういった中では事業を進める中で用地交渉に難航するなり、補償交渉に難航するというケースも時々出ているようでございます。そういった状況になると、今回繰り越した中の1路線のように、用地交渉が難航して繰り越しをせざるを得なかったというような状況にもなってまいります。そういったことで、予算を編成する立場としますと、当初予算の予算要求前には関係地権者に説明をして、事前の了解をとる、再確認をして予算措置をするということが我々とすると懸命なやり方かなと思っております。

それとあわせて、陳情のときに、同意書にはそういったものには協力するということで同意をいただいておるわけでございますが、実際個々に現場へ入っていきますと、なかなかしっくりいかないということもありまして、やはり一番これまでの事業の推進でのネックとしますと、簡単に言うと用地の提供、それから補償交渉の難航、これがネックでございます。そういったこともございますので、今後こういったこれまでの経過について十分反省とか検証しながら、予算の編成については担当課からの予算要求をしていただければと思っております。

それから、特定財源の関係でございますが、これは当然歳入歳出ともに翌年度へ繰り越しをするということでございますので、決算書の歳入の事項別明細書の中で見ていただくと、その繰り越しの財源に充当する部分が項目として出ておりますので、それを見ていただくとご理解いただけるかと思いますけれども、当然のこと24年度の歳入の予算の一環として、計上をして予算の受け入れ、補助金の受け入れ等を行っていくということになっておりますので、その点もあわせてご理解をいただければと思います。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 小野田都市建設課長。

[都市建設課長(小野田国雄君)登壇]

〇都市建設課長(小野田国雄君) 先ほどの関係で、中里課長の答弁のとおりでありますが、進捗率の関係で、4路線の繰り越しをさせてもらったわけであります。1路線7199号線、交差点の関係の協議をした路線でありまして、歩道整備の路線なのですけれども、繰り越しをいたしまして、工期を平成24年9月28日ということで設定をしております。今現在の進捗率につきましては60%ということであります。それ以外の3路線につきましては、100%完了しているということであります。

それから、繰り越しをしないための方針ということですが、都市建設課としますと議員がおっしゃられたとおり、今回の繰り越しの理由につきましては交差点の関係、あるいは河川整備の関係、あるいは電柱の関係等が繰り越しの理由であったわけです。この辺につきましては事前に協議できるものについては事前に協議をして、できるだけ繰り越ししないように進めていきたいと思っております。

それから、これまで新規路線につきましては単年度に調査をして、線形の説明をして、買収をして、工事ということで、非常に厳しいスケジュールがあったわけであります。これについても年間の計画のスケジュール、新規については単年度でやるのではなくて、場合によっては単年度の場合もあるかと思いますが、基本的には2年、3年をかけて実施をしていって、繰り越しについてはなくしていきたいと思っております。

〇議長(野中嘉之君) 今村好市君。

○1番(今村好市君) 最後に、事務的な判断ではなくて、町長の判断を求めます。

合併については、今いろんな議論がありましたが、基本的には将来に向けて合併をどうするかという、今 宙ぶらりんというか、どっちつかずという、私は判断をしております。そういう状況の中で、例えば庁舎建設は1回建てると、恐らく最低でも50年ぐらいは使っていく公共施設だと思いますので、その辺見据えて、あとは行政運営上、広域行政も含めて、合併するかしないかというような判断ができていない中で進めていく上において、支障があるのかないのか、その辺について町長の判断をお願いいたします。

それと、もう一点、繰り越しの話なのですが、これも町長の判断として繰り越しをできるだけしない、そのためには予算計上の時点でしっかりと確実性の高いものを上げる、これが一つの原則だと思います。それ

と、今小野田課長が話をした単年度で買収から補償、工事までをやるのは非常に無理があるという状況だと 私も認識をしておりますので、例えば1路線については3年ぐらいの計画で調査をして、次年度に買収、補 償、そういうものを全て終わらせて、最終的には工事費を計上すると、こういう段階を追ってやることが着 実な行政を進める上においては大事だと思います。その辺の今までの決算、特に今年度の決算状況を再検証 して、次年度の予算編成にどんな考えで町長としては当たっていくのか、所見をお願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) まず、繰り越しの関係です。私自身は1年で1から10までやれという指示は出しておりません。担当部署を信頼をして、できるだけ早くという表現はしておりますが、単年度で全く0から100いってしまうということは、ほとんどないような感じが私も見ていてしておりますが、基本的には長くなれば長くなるほど工費も、いわゆる例えば重複をするような工費も出てきますので、早くやれとは言っております。

そういう流れの中で、ただいま今村議員さんがおっしゃったことはもっともだと思っておりますので、担当もしっかりと聞いたようでありますので、いずれにしても繰り越しということが余りないように対応していくことがよろしいのかなと思っております。

合併についてでございますが、どっちつかずということであります。現実、私もそう今現在思っております。極端に言うと、私自身は今度の町長選挙について、既にマニフェスト的なものもつくり上げておりますが、合併については合併を推進する体制を維持するということで載せてあります。というのは、我が町の今まで今村議員の質問に対して、合併の私の考え方、経緯、現在どこまでの状況であるかということは既に何回もご説明をしておりまして、残念ながら私の考えでは我が町が中心になって強引に館林や明和を引っ張るというような位置づけにはないということを私自身は考えておりまして、ある意味ではうちの町が積極的にこういう形であれば合併はいつでもテーブルにのっていくのですよと、話し合いのテーブルにのり、できるだけ推進したいのですよということを意思表示をしているところで、今現在ストップしているわけでありまして、その端的な例が1市2町以上ということでございます。

したがって、館林の市長あるいは恩田明和の町長等々とも、先ほど中里課長の言わぬとおりと同じですが、 公式的にちゃんとした議題に上げて話し合ったことはその後ございませんが、いずれにしても時折いろんな 話題の中で合併に類する、あるいは関連する話が出たときには、うちのはちゃんとこれならできると言って いるので検討してくださいよとか、そういう私的な関係で今状況をいかにしたら進展ができるかということ で探っている状態という状況でありまして、それがまさに指摘をされればどっちつかずの状態でもあろうと も確かに言えるのかもしれません。

しかし、町として、一定のアンケートをとり、その結果を踏まえてこういう姿勢であればのっていけるのだということで、あとは最大派閥といいますか、最も中核になるべき対等合併にしようが、どういう合併の形態にしようが、中核となるべき館林市がどう判断しているのかということも含め、首長間で協議というところまではいきません、現在のところいっておりません。したがって、私とすると、ただ一つ公約の実現に、でも公約は推進をするということで公約をしたわけでありますから、推進をするところまで、ここのところまでは来ているのだけれども、これ以上はやはり相手のある問題であるということで、どうしてもそういっ

た形にとらざるを得ません。

したがって、推進室については、もちろんそういうことも想定し、兼務体制もさせておりますので、現在合併については先ほど言った、いわゆる近隣市町の問題についても半ばちょっと休眠状態でもあるということで、それらについては先ほどご指摘のとおり、いつそういう時期が来るかもわかりません。今後の4年以内にどなたが例えば長になろうが、逆に向こうから波が押し寄せてくる可能性もあるかもしれませんし、そういった意味で私は一応そういう体制を維持したいと思っております。これもちゃんとしっかりと書き込んでございますので、そういった時期が来たら後ほどごらんをいただければと思っております。

1つ、たしかこの前だったか、どうだったか、中里課長が他町にアンケート等を実施したいというようなことについては、私は強くそれはだめであると、他の自治体に対して我が町、いわゆる他町村からアンケートを要請するなどということはそんな簡単ではないということで、いわゆるその町、あるいは自治体みずからがアンケートなりを、先ほど言った合併した後の経過はどう思いますかとか、そういう検証的な意味でのアンケート等が行われたらば、いち早くお願いをして取り寄せ、それらも含め総合的に判断をしていく以外にないということ等含め、いずれにしても古河が云々、栃木が云々、加須が云々と言いますが、現実に例えば1市2町であれ、1市4町であれ、どういう姿で合併の実現がされていくかわかりませんけれども、そういったときには固有の問題が必ず浮上もしてくると思っておりますので、参考までに取り寄せるということでありますが、とりあえずは立ち上げて、具体的な検討がなされなければ真剣な論議はなされないと私は思っておりますので、そういう意味では機会を捉えてそういった話をしています。現状についてはむしろ感触としては館林市などは嫌になってしまったのかなという感じかな。館林が、そんなにあなた骨も折りもしないで、もう嫌になってしまっているのみたいの、いろいろそれは私の個人的な感触ですが、いずれにしてもそういう状況でございますので、ぜひ議員さんのご指導のとおりにやれることはやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

[「行政運営上をうたった庁舎建設の中で、今の状況で支障がないのか」 と言う人あり]

〇町長(栗原 実君) 行政運営上については、まだとりあえず今の状況では問題ありませんが、いわゆる 役場の建設に関しては、いろんなことを想定をすると、先ほど中里課長が答えたように、これもバラ色の答 弁だったと思うのですね。合併を想定し、支所になることも想定してということですから、それをもっと要 約すれば、できるだけ無駄なものはこれからどっちにしても、万が一単独でいこうが、無駄なもの、あるい は華美なものは避けよという指示は検討委員会の挨拶の中で私自身はそういう考え方を持っておりますということで、したがって具体的な話というのは今のところ私としてはそんなところでございます。今の時点ではまだ特別合併をしないから云々、するから云々ということについての問題点はまだ今のところはないと思っています。

申し遅れました。それから、今でも現在企業あるいは大学、あるいは町民の多くからご指摘のように、合併の話はどうなっているのだと、促進をしていただきたいという声は時折、あるいは板倉まつり等みたいな、ああいうイベントのとき等も含めお会いした中で、相当な声と受けとめております。

○議長(野中嘉之君) ほかにありませんか。

延山宗一君。

〇4番(延山宗一君) 4番、延山です。労働費のことにつきましてお伺いをしたいと思います。緊急雇用 創出事業ということで、16の事業に生かされたということなのですが、当然各課それなりの成果があったと、 プラスになったかなと思うわけなのですけれども、この成果をどう今後生かしていくのかということ。また 638万4,000円を使って課税客体調査業務委託をしているということなのですけれども、それについてお伺い をしたい。

それと、旅券発給事務の関係です。22年にスタートしたかなと思うのですけれども、2年を経過したということで、その発給状況もお伺いをしたい。

それともう一点、外国人登録なのですけれども、63万円ということで、つきましては現在外国人の登録が何名、そしてまた男女の割合、また人数、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

[「何ページ」と言う人あり]

- ○4番(延山宗一君) 緊急雇用創出事業につきましては、111ページになります。
- 〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 緊急雇用の創出事業ということでありますが、産業振興課のほうで基本的に取りまとめをして、先日の委員会のときに全体の事業の関係はご説明をさせていただいたというような状況でございます。16事業ということで、それぞれ関係課のところの事業を計画をそれぞれ出していただきまして、それに対する人件費とか関係の消耗品、それから物品の借り上げ等というようなことで総額が出ておりますが、それぞれの事業につきましてはその目的の計画のとおりに達成していると実績では出てきております。そういう状況でございます。細かいところは申しわけございません。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

「戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) それでは、延山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、固定資産の課税客体の調査業務委託で638万4,000円でございます。これについては、パスコのほうに委託しているわけでございますけれども、内容につきましては地目のデータ修正でございまして、課税客体のデータの経年移動に伴う約7万660筆でございますが、それに伴う修正と土地家屋の現況図等の出力についての委託内容でございます。これについては、きちんと課税客体を把握しながら、適正課税を図っていくという内容のものでございます。

それと、外国人の関係でございますけれども、外国人登録の関係の委託でございます。これにつきましては、総額で決算額については63万5,355円という額でございますけれども、内容につきましては外国人の登録に係る使用料ですね、これはソフトの使用料です、外国人システムソフト使用料が63万円という形と、そのほか物件費、旅費等でございますけれども、その額で全体の決算という形です。

それと、外国人の数の質問もあったわけですけれども、人数的には全部で141人ということで、男性67名、女性74名ということです。フィリピンの方が男性1名、女性22名と、それとブラジルの方が男性4名、女性1名と、中国が一番多く、男性30名、女性41名と、合わせて71名になります。それとインドネシアが男性だけですが、22名と、それとベトナムが男性、女性それぞれ1名ずつ、その他男女9名ずつという内訳になっ

ております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

〇4番(延山宗一君) 緊急雇用創出の関係なのですけれども、今後どう生かされていくか、雇用したことによってどう町にとって、また一般の住民にとってプラスになっていくかということ、ちょっとその辺もお聞きしたかったのですけれども。

それと、旅券の発給についてがまだ話していただけなかったかなと思うのですけれども。

課税客体委託業務ということで7万筆、調査をするということなのですが、当然これにつきましては航空 写真だとか、そういうことも含むのかなと思うのです。その場合、また家屋の調査、再調査をしながらまた 課税をしていくということもあると思いますが、それについて例えば毎年は実施をしないとは思いますが、 その辺について伺いたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 先ほどはちょっと内容が合っていなかったようで、大変申しわけございません。

緊急雇用の事業につきましては、やはり雇用対策ということでなかなか職につけない方を緊急的に雇用するという大もとの目的でありますので、基本的に16事業につきましては延べ48人ということで、採用いたしまして、町のさまざまな事業に携わっていただいているということで、内容的に個々に、16事業ですからいろいろあるのですけれども、例えば建設の関係では中の草刈りとか、そういうものを主に重点的にやっていただいたり、あとはこの中で公有財産の台帳整備委託というものもありますが、こちら企画財政の関係になると思いますけれども、こちらもこれをもとに継続して、引き続きこういう台帳の整備をやっていくというような考えであるということでございます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) 済みませんでした。私が質問を聞き漏らしまして、大変失礼いたしました

パスポートの関係につきましては、もう早いもので年数もたってきているわけですけれども、23年度につきましては旅券事務については進捗しているところです。一応内容につきましては、件数的には377件という形でなっております。10年申請される方が内訳としまして216件、5年の申請については161件という形で推移されております。

それと、それの事務に伴いまして権限移譲の中で町が対応しているという中で、この歳入につきまして事務費処理特例交付金があります。これは均等割と件数割という形で歳入があるのですけれども、22年度につきましては95万1,000円の歳入になっております。

それと、課税客体の関係なのですけれども、本来ならば毎年それを把握できれば一番理想ですが、やはり 議員さんおっしゃったとおり定期的にその辺の移動の対応をしていくという形で把握をしていくという形に なっております。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 延山宗一君。
- **〇4番(延山宗一君)** そうしますと、課税の家屋調査というのは本来は毎年やるべきなのですけれども、 今実施はどのぐらいの間隔で実施をされているのですか。当然航空写真の確認をしながら、変更のあったと ころ、また現地調査ということも当然実施をしていくわけだと思うのですけれども。
- 〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) そうですね、課税の客体の移動につきましては、いろんな所有権移転とか、その形の中で所有の確認、移動があった場合はさせていただいています。また、その課税客体の中でも現地の確認等につきましても、本来ならばきちんと形をとる中でそれぞれの各調査といったときとか、その辺の家屋等の現況とか、それを確認した中で公図等との照合を図りながら、現況と現状の課税台帳等の中の確認をしながら適正課税に努めているという形です。

○議長(野中嘉之君) ほかに質疑ありませんか。

荒井英世君。

〇2番(荒井英世君) 2番、荒井です。来年度の予算編成をちょっと考えて、幾つか質問したいと思います。

59ページなのですが、渡良瀬遊水地関連事業とあります。これに絡めまして、ラムサール条約登録に関して、その活用などについてちょっと質問いたします。渡良瀬遊水地を考えた場合に、その課題が幾つかあると思います。私は、1つ目が現在ですけれども、遊水地の価値が周辺住民に浸透していない、共有化されていないという部分があると思います。その共有化の部分ですけれども、ではいかに共通認識を持つための方法なのですが、1つとして、さまざまな広報媒体、広報紙とか板倉だったらホームページ、そういったものを利用する方法、それから学習関係で現地での体験学習含めた環境学習、そういった部分があると思います。

2つ目の課題としまして、ネットワーク、特に連携の部分です。自治体レベルでの連携の部分なのですが、 構成市町、栃木、小山、古河とか、いろいろ4市2町の協議会設置に向けて現在利根上、国土交通省ですが、 そこで主導して進められているということですけれども、なかなか歩調が合わないという報道がありました。 そういった中で、9月17日、総務文教福祉委員会が開かれ、私も産建のメンバーですので、傍聴していたわけですけれども、その中で東武鉄道沿線自治体、板倉、栃木市、加須市、2市1町、当面その活用について 考えていくということでした。1点目として、その方向性で当面はいくのかどうか。

それから、今後検討されると思うのですが、例えばその2市1町ですか、東武鉄道沿線の自治体の関係ですが、例えば具体的な例として、エコツーリズムとかグリーンツーリズム、そういったものが考えられると思います。そういった実施体制の構築ですか、そういったものも今後検討すべきものだと思っているのですが、そういったものについて今後どのように考えていくのか、それをお聞きしたいと思います。

もう一つなのですが、教育委員会関係です。153ページ、一番下のほうに、自然環境調査事業とあります。 私が聞きたいのは、昨年の9月、この決算議会で質問したのですが、チョウと植物標本、それの保存管理と 活用についてです。前聞いたとき、この自然環境調査の中で一本化されて、そのチョウの標本関係、植物の 標本関係、一応やっているということでしたのでお聞きしたいのですが、去年の段階でチョウの標本については整理が終了したということでした。植物標本、これについては未整理部分があるので、緊急雇用を使って整理していくということでした。

それで、活用面ですが、これについては小中学校の学習活動などに活用していきたいという答弁でした。 それを踏まえまして、1年たったわけですけれども、未整理だった植物標本、それの整理状況、まずこれ1 点。それから、小中学校の学習活動などに活用したのかどうか、それ2点。それから、整理もし終わっていましたら、チョウと植物標本の標本数、どのくらいあるかお聞きしたいと思います。

今回、去年と同じように質問しているのですけれども、なぜ質問したかということなのですが、板倉町のチョウと植物の標本、これのストック数というのは近隣市町村見てもほかにないと私は思っています。今後、町内向けの活用、それは当然なのですけれども、渡良瀬遊水地、ラムサール条約登録踏まえた場合、遊水地の玄関口としての板倉町の位置づけを考えたときに、遊水地の自然を紹介する材料として大変貴重であると思います。今後、仮に遊水地のインフォメーションセンター、そういった設置の話が出た場合でも重要な展示物となると思っています。したがって、十分な保存と管理を図る必要があると思っていますけれども、まず最初のその植物標本の整理状況、それから活用、それからチョウと植物標本の標本数、それについてお伺いしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) 私のほうからは、遊水地関係のお答えをさせていただきたいと思います。 議員がご指摘のとおり、遊水地のラムサールの湿地登録に関して認知度、周知がまだ十分ではないだろう というご指摘でございますが、これにつきましては各関係市町でそれぞれ周知に関しての横断幕とかイベン トとか、そういったものをこれまで開催したり設置をしたりしてきております。そのほかには、やはりホームページ等で湿地登録を紹介をしたりしてきております。板倉町においてもご承知かと思いますが、東洋大前駅のホーム、電車に乗られている方に見えるように、線路両側のフェンスに横断幕を合計4枚掲示をさせてもらっております。そのほか役場の庁舎とか、中央公民館にも懸垂幕を出させてもらったり、いずれにしても効果がなかなか十分かどうかはちょっと疑問もないこともありませんが、とりあえずできることからということでやっております。

それと、質問後段の関係でも出ましたとおり、東洋大前駅は関係する駅、新古河、それから柳生、それと藤岡駅、それと板倉東洋大前駅ということになるわけですが、その駅の中ではとりあえず単純に考えますと新古河が一番遊水地まで直線で引っ張ると近いのですけれども、遊水地への入り口、いわゆる中央エントランスまでの距離ではかりますと、非常に遠くなります。そういった中で、新古河を除く3駅で比較しますと、板倉の駅が一番遊水地の堤防までは距離が短い位置にあります。そういったことで、最寄りの駅という表現を入れて、パンフレットも企画をしております。そういったことで、少しでも板倉の駅におりてもらって、遊水地へ入ってもらうというような方向も誘導できるかなということで考えて、いろいろ産業政策係でもその辺に取り組んでくれております。

それと、そういった中で、遊水地の利活用ということでありますが、おっしゃるとおり環境学習、これは 当然これまでもやってきているものでありますけれども、こういったものについても当然今後も充実を図り ながら継続していくと。それと、その関係の4市2町の歩調が合わないというような記事が新聞にも出ておりますのも承知しておりますが、これは1つ申し上げますと、最近栃木市から以前遊水地でやっていた花火大会、あれと同様の花火大会を再度やれないかというような打診がありました。そのときに、栃木市としては、関係の4市2町に全て共同してやっていただけないかという打診をしております。その結果とすると、栃木市から聞いた内容ですが、いずれにしても古河、それから野木、小山については、言い方悪いですけれども、話にならなかったと。何とか話になりそうなのが板倉町と加須市でしたということは結果として聞いております。そういったことが最近ありまして、そういったものが記者の取材の中で歩調が合わないというような表現で記事にされたのかなと思っております。

したがいまして、当然日光線沿線こちら側ということになりますと、どうしても旧の北川辺、それから藤岡ということがありまして、Eボートの大会も共同で実施をしているという、そういう関係等もあって、比較的2市1町であればまとまりやすいのかなという感じはしております。ただ、ではその後栃木市から、花火大会に限らないのですが、ほかの催し物等も含めて、では何かどうですかというのはまだその後は動いておりません。今月2日には実業団の自転車のタイムトライアルの大会に絡めて、栃木市がイベントを開催したと。そこに板倉町も町のPRコーナーを出させていただいて、町のPRをさせていただいたのですが、そういった催しについて今回は板倉町は後援という形でありましたけれども、いずれにしても今後そういったことで何らかのかかわりを持っていろいろ取り組む必要はあるのだろうと考えております。

そういったことでありまして、それに絡めてエコツーリズムとかグリーンツーリズム、このグリーンツーリズムについては大分以前にも板倉町でも何か考えられないかということで県からの打診という形だったと思うのですが、そういったこともありました。ただやはりグリーンツーリズムということで、この内容を充実した形でこの一帯で、当時ですが、やるのはちょっとまだ時期が早いのではないかというようなことがあって、立ち消えになった経過もありますけれども、今回湿地登録もされたということもありますので、そういったものも含めていろいろ考える必要が当然あるだろうと思っております。

それで、利根上を中心に、遊水地の仮称でありますが、利活用の協議会を立ち上げようということでございまして、数日前だったと思うのですが、その計画の内容についての意見照会が来たところです。意見照会に何らかの形でも回答することになっているわけでございますが、そういった中で利活用の協議会の機能、役割がどのように決まるのか、そういったところがまだこれからになりますから、そういったものの進みぐあいを見きわめながら、もちろんアクリメーション振興財団もありますので、そういったところとも当然連携を図っていくことになると思いますので、そういった動向、成り行きを見ながら、近隣の市と協調してやれるものについては考えていければと思っております。

なかなかすかっとしたお答えができないので恐縮でありますが、以上のようなことでご理解をいただければと思います。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 続いて、教育委員会関係の質問ですが、3点あったかと思います。 まず、植物標本の整備状況ということですが、議員がおっしゃったように、前回のときに年度中にという ことでお答えをしたかと思いますが、緊急雇用を3名から5名、集中的に雇用いたしまして、年度末、3月 中に終わりました。それで、整備の内容なのですけれども、これまで松澤先生から板倉町にいただいたときの状況は、新聞紙に植物を挟んであるという状況で、お茶の箱に入っているというような雑然としたものでした。これをA4の厚紙に1点ずつテープで張りつけまして、なおかつ植物の名前、採取した場所、日時、そういった必要事項を書いた札を張りまして、透明なA4のアクリルファイルですね、そちらに入れて厚さが1ミリから2ミリ程度になりますが、そういう状況できれいに整備が終わりました。

続いて、2点目のほうの小中学校へのこれらの標本の活用ということなのですけれざも、残念ながら直接 小中学校の授業でこれらを用いるということまではまだいっておりません。ただし、整理した標本を全部で はないのですが、わたらせ自然館のほうに置いてありますので、東小学校の子供たちは社会科等の時間でそ こに訪れたときに、その整理した植物を学習といいますか、知ることはできるような状況で、実際利用もさ れております。

また、3点目の標本数でございますが、まず最初にチョウの標本数です。これは大塚さんからしばらく前にいただいたものですが、全体で2万6,083頭ございます。内容的には、外国産と日本産に分けてあるのですけれども、日本産がそのうちの1万217頭、外国産が残りの数ということで1万5,866頭ということで、ただいま数のほうを把握しております。

続いて、今回整理をしました植物のほうですけれども、全体で3,193種類ございます。内容的に言いますと、邑楽郡内、館林のものが497種類、その他群馬県内のものが1,319種類、そして群馬県以外のものということで812種類あります。合計で2,628種類になります。そのほかに板倉町内ということで分けてあるのですが、この中には渡良瀬遊水地のものも含まれております。ただし渡良瀬遊水地だけで分けてあるかというと、そこまでいっていませんので、残念ながら含むということでご理解をお願いしたいのですが、そちらの数が565種類ということで、先ほど申しましたように全体で3,193種類を数えております。

これからの全体的な活用等のお話になるのですけれども、議員ご指摘のとおり、わたらせ自然館は渡良瀬遊水地への玄関口、インフォメーションセンターとしての機能を現在も持っております。ご存知のとおり、館内は2つの部屋に分かれております。西側と東側になりますが、そのうち東側のほうが部屋全部を使いまして、渡良瀬遊水地に関する動植物、自然を展示、説明をしております。今回ラムサール条約に登録になったということで、企画課のほうが中心となりまして、渡良瀬遊水地に関する見直しということで、自然館のほうもその中に含まれております。内容的には、もう少し渡良瀬遊水地をわかりやすく知ることができるような展示の模様替え、工夫をしていきましょうということで、一応合意はできております。あとは、具体的にどういうふうにやるかというのは、これから関係課と煮詰めていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 荒井英世君。

〇2番(荒井英世君) まず、最初のラムサール条約登録の関係なのですけれども、板倉町の遊水地内に所有する土地が少ないのですが、私渡良瀬遊水地全体が一つのエコミュージアムだと思っております。したがって、今後板倉町がいろんな意味でリーダーシップをとって、仕掛けていくのが必要ではないか。そのプランを作成する必要もあるのではないかと思っています。これは一つの要望ですので、答弁は結構です。

それから、教育委員会の関係ですが、保存管理に、先ほどチョウが2万6,083頭、それから植物が3,193種類、本当に貴重なものだと思っています。今後、これ保存管理、あるいは企画展示、活用、そういった場合

にやるのは人ですので、そういった部分にやはり精通した人材の育成が必要かなと思っています。この辺の 考え方について、町長にお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長 (栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 全体として議員さんのおっしゃっていることは理解ができます。

ということで、いろんな機会を捉えというのは、町長は町長同士、首長同士で、最近は特にさらに渡良瀬・利根、栃木、板倉、加須の渡良瀬・利根架橋の建設促進協議会の設立に向けてとか、あるいは国道354号の機会とか、あるいは先ほどのこの間行われましたEボートの関係とか、一時よりは密にお会いをする機会も多くなってきておりますので、そういう意味では池全体をミュージアム的な位置づけとしてどういうふうな、イベントも含め連携がとれるのかということは積極的に話し合ってまいりたいと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、それぞれが考え方が多少違うという面も、例えば栃木市さんから今年の夏、もう既に過ぎてしまいましたが、花火を復活したいという例えば提案がありまして、加須市さんはその必要はないとか、やはり4市2町を全体でも難しいし、こちらでもそれぞれ自治体の考え方もあるようでございますし、そういう意味では板倉町が一番、町は小さいのですけれども、位置的にも遊水地の、ラムサールの範囲になった場所もほとんど池の中という状況でもありますが、それぞれ板倉町の存在は理解をしていただいておりますので、中心になって動くべきときは動きたいと考えております。

○議長(野中嘉之君) よろしいですか。

荒井英世君。

- **〇2番(荒井英世君)** チョウと植物標本の関係なのですけれども、今後の進め方で、例えば保存管理、企画関係、やはりそれなりの精通した人がいないとやはり難しいと思うのですよね。その辺は方向性として。
- 〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君) 登壇]

- **〇町長(栗原 実君)** 貴重なものですので、どういう対応がよろしいかということ、あと現状の分析も我々素人でわかりませんので、前向きに検討して、できるだけ例えば玄関口の重要な要素の一つになるということもあり得ると思いますので、検討してみたいと思っております。
- 〇議長(野中嘉之君) ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

休憩 (午前10時20分)

再 開 (午前10時35分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

市川初江さん。

〇8番(市川初江さん) 8番、市川です。91ページと123ページの中からお伺いをいたします。

初めに、91ページの3款2項1目の備考欄、児童虐待防止対策緊急強化事業についてお伺いいたします。 この対策におきましては、22年度では160万円の予算づけがあり、車両購入費160万円とあります。そして、 23年度も児童虐待防止対策緊急強化事業154万円の予算づけがあり、ここでも車両購入費154万円とあります が、車の購入代として22年度も23年度も予算がつけられていることは一体何なのでしょうか。これでは、児 童虐待防止対策としての目的予算の使い方ではないように思いますが、どうなっているのでしょうか。また、 虐待防止対策としてどんなことをしているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、123ページ、7款1項3目備考欄の消費者行政推進事業でございますが、1年間での利用状況、またサラ金などの対応はしているのでしょうか。消耗品費154万5,757円とありますが、どのようなことにこれは支出しているのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

[何事か言う人あり]

- ○8番(市川初江さん) ああ、そう。ごめんなさい、150……123ページもありますよ、123ページ私見た。 よろしくお願いいたします。
- 〇議長(野中嘉之君) 永井福祉課長。

[福祉課長(永井政由君)登壇]

〇福祉課長(永井政由君) 児童虐待防止対策緊急強化事業といたしまして、23年度の決算で154万円、これは公用車購入ということでありますけれども、やはり児童虐待の緊急的に対応するために車は不可欠です。車を購入して、いち早く駆けつけるという内容で、県の安心こども基金の、これ100%補助なのですけれども、そういった形で公用車を購入いたしました。また、保健センターの保健師さんも一応虐待の関係業務に携わっておりますので、また保健センターのほうにも、これは軽自動車なのですが、購入を予定しております。それで、23年度中なのですが、1件虐待の通報がありまして、虐待のそういった協議会があります。協議会の中で解決策を検討して、通報があったときには太田の児童相談所に報告並びに福祉課の職員で直ちに家庭に赴いて、内容等を把握しつつ、虐待の防止に努めている状況です。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

「戸籍税務課長(長谷川健一君) 登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) 市川議員さんの質問に答えさせていただきます。

消費者行政の23年度の決算につきましては、167万6,824円という決算額でございます。内容につきましては、消耗品が大きく154万5,757円という、これが一番大もとを占めているわけでございます。これについては、消費者行政の啓発のためのチラシ等々に基づいて支出している部分でございます。

それと、相談件数につきましてですが、昨年度の4月1日から約1年経過して、23年度の実績ですけれども、全体で47件という形です。苦情については44件、問い合わせが3件という内訳でございまして、先ほど議員さんからサラ金というお話があったわけですけれども、内容的には店舗購入の関係が4件、訪問販売が4件、通信販売の件が12件と、それと勧誘販売が14件、ネガティブオプションが1件、その他店舗関係が2件という形で、ほかが10件ということで、改めてサラ金というのは、多重債務の関係で相談が若干あったような気がするのですけれども、件数的にはそれほど、少なかったかなという形です。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。
- **〇8番(市川初江さん)** 車を買って、児童虐待はいち早く対応するということでございますけれども、22年 も買っておりまして、また23年も買った、2台購入したわけですか。でも、随分高級車ですね、結構ね、百

五十何万円、160万円という、百五十何万円ですね、ということは随分高級車だなと思いますけれども、児童虐待については今年1月から6月に全国の警察が摘発した児童虐待事件は、前年度よりも95件多い248件で、摘発人数は92人増加している。255人となり、いずれも統計をとり始めた2000年以降で過去最も多くなり、被害児童も90人多い252人で、過去最悪であり、死亡した児童は12人とのことです。これは、氷山の一角だと思いますけれども、児童虐待は家庭だけでなく、保育園や幼稚園、また子供を預かる場で起きているわけでございます。児童にとっては深い心の傷として大人になっても残ってしまうわけです。そうですので、町としてもやはりしっかりとした対策をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、消費者行政推進事業でございますけれども、この世の中が本当に今日ほど混沌とした時代は今までなかったのではないかなと思っております。そんな時代だからこそ、消費者行政推進事業は大切な、必要な事業になってくるのではないかと思っております。館林市には、消費者センターがございます。近隣からも多くの相談者が押し寄せ、我が町からも相談者が何人も見えているとのことでございます。対応が間に合わなくて困っているということをじかに聞いております。板倉町でも役場内ではなく、外に消費者センターを設置し、町民の皆様の被害対応ができたらと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 永井福祉課長。

「福祉課長(永井政由君)登壇]

○福祉課長(永井政由君) 板倉町といたしましても、学校または保育園、幼稚園と連携いたしまして、生徒または児童に、例えば生傷とか、そういうことがあった場合は即通報いただいて、状況を把握しつつ家庭訪問を実施したいと思っております。

また、館林警察署にも生活安全課になるかと思うのですけれども、そちらとの連携も強化していきたいと 思っております。

〇議長(野中嘉之君) 長谷川戸籍税務課長。

「戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

〇戸籍税務課長(長谷川健一君) 今、市川議員さんおっしゃったとおり、ここに来て、ここ数年おっしゃるとおり、消費者行政を取り巻く環境、消費者の方は新聞等、報道等にあるとおり、大変複雑で、内容も難しい状況になっているのは実感しております。そういう中で、市川議員さんのお話の中で、館林は確かにみずほ銀行西側のところに消費生活センターを設置し、単独の所長がいまして、相談員さん2名はいたと思うのですけれども、そういう形でやられております。こういう時代ですから、確かに増えているのだろうなと件数も承知しております。

その中で、そういう形で市川議員さんの外に消費生活センターを設けたらどうかというお話なのですが、 それについて当町においては現状は戸籍年金係におき消費生活をメインに、それが相談がないときは戸籍年 金の仕事に現実的には従事させていただいております。ただ、そういう中で現状の件数と、例えば女性の相 談員なのですけれども、そういう規模から言ってもやはりまだ現状では板倉町は外に出てやる状況ではない というように判断しております。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 市川初江さん。
- ○8番(市川初江さん) ありがとうございます。

やはり児童虐待については、未来を担う大切な子供たちが心に深く傷つき、その子供の人生に大きく影響 していきますので、しっかりとした対応を引き続きお願いしたいと思います。

また、消費者センターも今課長のお話ですとなかなか外に出すのは難しいようなお話でございましたけれども、町民の皆様の被害を最小限に食いとめるためにも、またなくてはならないものではないかなと思っております。安心・安全なまちづくりの一環として、町民の皆さんのために前向きに、真剣に検討していただけますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(野中嘉之君) ほかにありませんか。

黒野一郎君。

〇7番(黒野一郎君) 7番、黒野です。幾つか質問をさせていただきます。企画財政課と教育委員会かな と思いますけれども、よろしくどうぞお願いします。

まず、企画関係ですけれども、この前課長が渡良瀬川と利根川架橋の関係の協議会ですか、そのときに2万円ぐらい出ているわけですけれども、余りお互い活性化が少ないし、かなりたまっているという、だから一部返金というか、返したほうがいいかなという声もありますよという話ですけれども、万が一それを一部返した場合については、さらにそういった協議会というか、渡良瀬川の橋の関係についてはだんだん遠のいてしまうのではないかなと思うのですけれども、その辺をひとつよろしくお願い申し上げます。

それから、もう一点は、国有地関係の市町村の交付金ですか、板倉町にも7,000万円何がし、渡良瀬遊水地の関係につきましては6,690万円近い交付金が入っていると思いますけれども、その辺の中で使い道というのが総合的に町に入るわけですけれども、何かどこかでそのお金の関係については有効に、どんなふうに、毎年入っているのか、使われているのか、その辺をよろしくお願いします。

それから、教育委員会でございますけれども、ページ数は153ページ、先ほどのは59ページですけれども、 教育委員会153ページの中の内容ですけれども、指定文化財管理委託料72万円等々が計上し、決算になって いるわけですけれども、その辺を具体的にわかる範囲で結構ですから、お願いをしたいと思います。

その下に、これは多分講演会かなと思いますけれども、芸術文化振興事業100万円ちょっと、この辺の具体的に内容等がわかればお願い申し上げます。

それから、この前総務決算のときに、花いっぱい運動を各公民館で行っているわけですけれども、簡単な質問で申しわけないのですが、そのときに質問された方が答弁をしたときに、中央公民館では花いっぱい運動だが、花だけではなく、別に行政が単独で何かをやっていても別にそれ結構ですよという中央公民館の館長の話だったのです。これは小森谷議員さんか何かお話をしたのかと思いますけれども、その辺教育委員会が総括にして花いっぱい運動を展開して、町の活性化につなげているのか、各公民館だけが別々にやっているのか、その辺のこの前の決算のときには中央公民館長の話だと、何かこうばらばらというのか、何でもいいよという、そんなような感じで受けとめたのですけれども、やはり町の活性化等々含めながら、教育委員会が総括にしてやっていくのが一番いいと思いますけれども、その辺を具体的にわかればお願い申し上げます。

その辺、3点ひとつよろしくどうぞお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) それでは、まず 1 点目の渡良瀬川及び利根川の架橋協議会の関係について お答えをいたします。

この協議会につきましては、議員もご承知のことかと思いますが、群馬県内では館林市、それから明和町、板倉町、栃木県におきましては佐野市、埼玉県では羽生市によって構成をされている協議会でございます。 過日の常任委員会のときに私どものほうでご説明、お答えをした内容を議員がお聞きになられたということでありますけれども、このときに私が申し上げたのは、大分協議会の活動で3県に要望してもなかなか進展が見られないと。丸山補佐のほうからも補足的に説明をさせてもらったとおりでありまして、その後のなかなか具体的な活動の展開も見えないと。単に3県に要望をしているだけという状況の中で、大分協議会の会計の中に繰越金が発生をしております。そういった状況の中で、各構成市町の今後の負担金を減額をするべきではないかという意見が出ております。もし返還という言葉をあの委員会のときに申し上げたのだったとしましたら、この場をおかりしまして訂正させていただきたいと思いますが、返還ではありませんでして、今後負担金の減額を考えるべきだろうという、そういう意見が出ているということでございますので、ご理解をいただければと思います。

それと、2点目の国有財産等所在市町村交付金でございますが、これはもうご承知のとおり、固定資産税として収入になるものでございます。したがいまして、税ということでご理解をいただければ、一般財源ということで特別これに充てるということではなく、財源に充当をしていくということでありますので、その点もご理解をいただければと思います。

以上、私のほうからのお答えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

「教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) それでは、教育委員会からお答えしたいと思います。

まず、黒野議員のご質問の第1点目ですけれども、指定文化財の中身ということになろうかと思いますけれども、現在教育委員会では全体で49件の指定をさせていただいております。この中には個人所有であるとか、神社仏閣であるとか、さまざま入っております。その中で、特に管理委託料ということで所有のわかるところにつきまして1万円から3万円の間でそれぞれ基準を決めて1年間管理をお願いするということで、こちらのほうが全体で56万円の計上をさせていただいて執行しております。また、今回の決算は、これよりも多い金額となっておりますけれども、その金額の差につきましては今回北地区にありますニホンギが傷んでしまって、その対策ということで樹木医に相談しながらの手術を行いました。それが16万円追加となっておりますので、決算にあります72万円の金額となっております。

続いて、2番目の関係ですが、153ページの一番下にあります芸術文化振興の関係です。こちらにつきましては、内容的に言いますと、町民教養講座のお金と考えていただければよろしいかと思います。その中でも特に155ページを見ていただくとおわかりかと思いますけれども、13節の講師派遣委託料、こちらが95万円ほどかかっておりまして、ほとんどの金額が委託料となっております。23年度におきましては、今大変話題となっております東国原さんをお呼びしました。また、過去5年間につきましては、参考ですけれども、22年度が毒蝮三太夫さん、21年度が由美かおるさん、20年度が安藤優子さん、そして19年度は渡辺淳一さんをお呼びしております。委託料につきましては、お呼びする先生の知名度であるとか実績とか、その辺によ

って大分変わってまいりますが、大体100万円前後を毎年予算としては要求するような形をとっております。 金額も高いのですが、観客の方も結構おいでになりまして、23年度は531名を数えております。そのほかの 年におきましても、少ない年で330名程度、多い年は500名を超えるということで、かなり盛況なうちに近年 は実施しているのかなと思っております。

そして、3番目の関係になります。各公民館で行っております花いっぱい運動の考え方といいますか、捉え方ということでご理解願いたいと思うのですが、まずそもそも花いっぱい運動が始まった理由というのは、学社融合ということで、学校と地域が一緒になって活性化をしていこうということで始まったのが最初です。そういうことを考えたときに、その中間となって一番の引きつけ役になるのは、各地区にある公民館ではないかということになりました。公民館が仲立ちとなりまして、学校と地域を結びつけ、さらに町全体もそういう形で一つのまちづくりをできないかということで考えられたものです。その手段といたしましては、いろいろあろうかと思います。その当時何が一番取り組みやすいかということを考えた場合に、既に南地区の中では花いっぱいということが機運として盛り上がっておりました。その盛り上がった機運を引き継ぐ形で、まず最初にモデル的に南部公民館で花いっぱい運動ということで、地域の方、そういった学校のPTA、当然子供たちも入りまして、運動を繰り広げたという経緯がございます。この一つの事例を参考にいたしまして、各地域の公民館もそれをやっていこうということになって現在につながっております。

あくまで花いっぱいは、地域活性化の一つの考え方ということで、この前中央公民館からお答えしたと受けとめております。花いっぱいでなくても、何かほかに地域に合った、みんなが一緒に協働でできるもの、そういうものを取り組んで地域の活性化を目指すと、そういう形が理想としているところであります。現在のところは、その中で手段として花いっぱい、花を使って事業を展開しているという内容でございます。以上です。

〇議長(野中嘉之君) 黒野一郎君。

〇7番(黒野一郎君) 先ほど中里課長が話されまして、渡良瀬、利根川の関係で、私の聞き間違いかと思うのですが、逆に。もし私が聞き間違いだったら申しわけなかったと思いますけれども、返却でなくて、減額という、ちょっと言葉のあれかと思いますけれども、しかし減額はしなくても、現状どおり走っていけばいつか夢も可能性もあるだろうと思いますので、できる限り会議等、協議会でございますので、幾つかの時間をつくっていただいて、年に何回かはそういったアクションをしていただければと思います。

それから、渡良瀬遊水地関係でございますけれども、国有の交付金、税に入るのは当然と思いますけれども、この前も小森谷議員さんが渡良瀬の関係で話した、できれば看板とか、そういうことも関連をしているわけですから、そういうことを含めてできるものは、やはり少しでもわかりやすく、町民が行くためには必要かと思いますので、その辺も含めてお願い申し上げます。

それから、教育委員会の関係でございますけれども、教育委員会の中であえて私が委託料という話をしたのですけれども、その中でニホンギが、木が町の指定になっているわけですけれども、16万円という、一部恐らく県からの補助金も入っていると思いますけれども、その中でこの前の答弁が厳しいと、多分もう厳しいではなく、もう難しくなっているかなという話も受けましたけれども、その経過、ドクターが何回ぐらい診断をして、それでいつごろあのこもを取り外すとか、そういうのが事前に計画の中になかったのかあったのか、今でもまだ木の回りにこもはかぶっています。あれをいつ外すのかなという、そういったことも事前

に計画書の中になくてはならないと思うのです。そして確認をしながらドクターが、これはもう難しいということを、言葉を最終的に確認をしたのか、その辺のところもお願いを申し上げます。ただ単にばっさり切ってしまったから、あれは首を落としてしまったのと同じですよ。ですから、その辺をやはりやる以上は厳しければしようがないですよ。しかしながら、結果はいつか来るわけですけれども、努力していただいて、地域の人たちもやはり江戸時代からあそこを見ているわけです、先祖様が。それを含めいろんな人が通ったときに、あそこを写真等を写しながら、遠くから来ている人もいるわけですので、その辺を含めながらただ一口に厳しいではなくて、こういう結果でこうなったということもお願いをしたいと思います。

それから、花いっぱい運動ですけれども、この前の答弁ですと、行政だけでもやっているところがありますよという、西地区の場合ですか、違うものを、花いっぱいではなくて。私も去年北の地域の総代をやりまして、学校へ行って土を入れて、半日以上かかって花の基礎というか、土入れをしましたけれども、行政が全地区から三、四人集まってきてやりましたけれども、ですから先ほど話があったとおり、学校と地域が一体になってこういうのをやっている、それが町の活性化であると思うし、でき上がった花も街路樹含めて行政別に植えておりますけれども、その管理も今度地域ごとに水をやったり、いろいろ管理しているわけですけれども、ですからもっと積極的に教育委員会がそういったことをPRというか、一括でやっていけば、さらにもっと活性化が生まれると思いますので、その辺ひとつ改めてお願い申し上げます。特に二ホンギの話についてはお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

〇企画財政課長(中里重義君) それでは、渡良瀬川及び利根川架橋の関係でお答えを申し上げますが、議員がおっしゃるとおり、最終的に減額になるかどうか、まだこれからの問題でありまして、協議会が存続する間はほかの市、町と当面足並みをそろえて活動していくということで、ご理解をいただければと思います。

ただ、常任委員会の決算事務調査のときにも申し上げましたが、この協議会とは別に板倉町内を南北に縦貫するようなルートでの別途の渡良瀬川、利根川の架橋、この構想も今後栃木市、それから加須市と協議を進めながら、組織を立ち上げていくような方向で臨んでいきたいと思っておりますので、そういった際にはまた皆様方のご理解のもとに、いろいろと活動が開始されることになると思っておりますので、その点もあわせてご理解をいただければと思います。

それから、国有財産の関係の交付金でございますが、ご指摘のとおり委員会の決算事務調査のときにもご 指導、ご意見をいただいたとおり、遊水地の関係の案内看板等の整備、これにつきましてはあのときにもお 答えをさせていただいたとおり、今後利根川上流河川事務所等といろいろ相談をしながら、適切な設置等が 進められればと思っておりますので、今後努力していきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 遊水地関連の話ですが、実は国土交通省と今の板倉海老瀬から突き当たって信号、 それから左斜めに上がっていくというコースを、できれば真っすぐ上がって、想い出橋のそばの砂利の駐車 場が今現在あるのですが、あそこへ直結をすべきだという声が一部ありましたので、昨年の末ですが、そう いった交渉も一応しておりますが、なかなか相手が国ということで進まないということもあるのですが、いずれにしてもこういう形が望ましいというものについては、努力を惜しまないということで、あわせて看板等々も頑張りたいと思っております。

それから、架橋については、私もこの間一緒に傍聴していたのですが、今現在板倉町が館林の高速道路の上手に通過を予定されている渡良瀬・利根架橋に途中から入ったという経緯がありまして、この先また、先ほど申し上げました加須、板倉、栃木という、こちらの、今のところ仮称で渡良瀬・利根、両方一緒に話をまとめながら陳情していこうという経緯の中で、一つの町として両方へ加入して、それが確率が高くなって、協議会が発足したときに、館林のそちらへ通るほうにも参加をし、我が町にも1本つけるという、そういう要望の仕方はいかがなものかという話の中で、そういった時期が来たらご理解をいただきながら相談に乗っていただいて、1本に絞るというので、そういった場合には2万円の会費もなくなるかもしれないという、私はそんなふうに受けとった経緯があるのですが、参考までに、はい。

〇議長(野中嘉之君) 根岸教育委員会事務局長。

「教育委員会事務局長(根岸一仁君)登壇]

○教育委員会事務局長(根岸一仁君) 議員ご指摘の二ホンギの関係ですけれども、こちらの木の状態が芳しくないということで、平成22年のときに樹木医に相談しまして、診断をしていただきました。その中で、やはり木が大分弱っているということで、近いうちにそういった手術等をしないといけないという話になりまして、実際の手術は23年度に入ってしまったわけなのですけれども、その木をどういうふうに、ではどこまで切るかということにつきまして、もう一度樹木医に診断をいただきまして、今回のような結果となっております。現在、先ほど議員がご指摘にありました木にこもが巻きつけてありますけれども、その木を切るときのお話ですと、来年の4月までに新芽が出ればいいのだがという話だったわけです。ということで、今年1年、来年の春まで予定としては観察の期間なのですけれども、ただ現状を見ますとかなり傷みが激しくなっておりますので、もっと早い時期にもう一度樹木医と相談をして、対応していきたいと考えております。

それと、もう一点の花いっぱいの関係ですが、現在は学校のほうも開かれた学校ということで、より地域に門戸を開いていこうという形でいろんな事業等が展開されております。そういうことが追い風にありますので、公民館にも地域づくりということをもう一度確認する、そういう意見の場を設けていきたいと思っております。それを通じて少しでも地域が活性化できればということで考えていきたいと思います。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 黒野一郎君。

〇7番(黒野一郎君) それでは、企画財政課についてはひとつそういうことでよろしくお願いします。

今の答弁ですけれども、ニホンギについて、例えばではどうしてもだめなものはだめですけれども、可能性があれば栄養剤を注入するとか、この前も上毛新聞に安中のほうでしたっけ、県指定の杉でしたかが、かなり枯れ始めてきて、栄養剤を注入しているだとかと、対策をしているということですけれども、ぜひひとつドクターに早目に診ていただいて、それで最終結論が出ると思うのですけれども、予算がないからでは1年後とかどうのこうのと、去年寒い時期かと思うのですよね、切ったのは。かなり年数も、1年過ぎてしまうかと思うのです、来年の4月ごろとなってくると。ですから、ぜひひとつもう一度診ていただいて、16万円もかかっていますから、何回やってわかりませんけれども、あそこでクレーンは来ましたけれども、です

からその辺を含めてひとつお願いを申し上げます。答弁はいいです。 以上です。

- ○議長(野中嘉之君) ほかに質疑ありませんか。
 秋山豊子さん。
- **〇10番(秋山豊子さん)** 10番、秋山です。 2点ほどお願いいたします。

初めに、教育委員会でお願いいたします。この間、総務文教福祉への決算事務調査を傍聴しておりました。 そういう中で、いじめに対して本町ではいじめはありませんというような説明があったと私思っておるので すけれども、でもその予備軍というのはあると思っています。そういうことが表面化しないうちに、学校を 中心として事態に即した対策を立てていくべきと考えています。それを防止する一つとして、いじめに対し てのDVDですか、などを県と連携をして、子供たちや父兄、そして地域のみんなで鑑賞して、みんなで防止に取り組むということが大事ではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木実君。

「教育長(鈴木 実君)登壇]

〇教育長(鈴木 実君) いじめ問題が毎日新聞を非常ににぎわしている状況でございます。いじめ、要するに物理的、心理的に圧迫を受けて、精神的な苦痛を感じた場合はもういじめというようなことだと思うのですけれども、簡単に言いますと暴力から、細かい例で言いますと誰ちゃんが悪口言ったというところまで非常に入ってきます。非常に難しいところがあるのかなと思います。

先日、いじめはゼロというような報告があったのかなと思いますけれども、実際は問題行動、問題行動というのがありますよね。それといじめの境目というのが非常に難しくて、正直言いますと問題行動という捉え方でいいますと4件ぐらい6月、7月等はあります、板倉でも。いじめがないということはないと私も考えております。先生方がふだんの中で授業等を通して、いろんなところで恐らくけんかがあったり、いろんなものが出ているかと思うのですけれども、そういうものを一つ一つきちっと対応していくということかなと思います。

今、秋山議員が言われたとおり、今年度大津の件がありましたね。その対応をということで、教育委員会で臨時に教育委員会開きまして、そこで荒井議員が7月の議員協議会に質問したのと重なりますけれども、1つは通知を出すということと、2つ目が授業で取り扱うと、いじめをしっかりと道徳とか学級活動等で取り扱う、そして3つ目が、夏休み前だったものですから、夏休み中に必ず担任が自分の児童生徒のところに電話を入れるという形でやりました。授業等で扱ったのですけれども、夏休みが20日で、17日に私が全部学校を歩きまして、校長、教頭に趣旨を話して、授業で扱ってくれと、そして小学校の高学年から中学校においては2人対応でしてくれというような話をして、やっていただきました。それと、夏休みの後半は、またこれも1校1校行ったのですけれども、夏休み明けの子供たちの変容ですね、そういうことで十分注意していただくというような話をさせていただいたわけですけれども、やはりいろいろ方策を考えるときに、学校の教員だけではもう限度があると。どんなに頑張っても見逃す部分はあります。見逃して、後からこういうのだったのですよと言われて、それでというようなこともありますので、そこにはやはり1つ大事なのは、今秋山議員が言われたように、PTAも含めて、保護者も含めて、一緒の場面でDVDとか、いじめ問題を話し合う状況をつくっていくべきかなと思います。

それと、授業の中で、特に小学校なのですが、道徳等でかなりやっているのです。いじめ問題、人権問題ですね、やっているけれども、それが現実の子供たちの生活の中でイコールにならないという苦しさということですね。その辺が非常に大変なのですけれども、いろんな形で努力はしていかなければならない。その一つが最近私も感じた部分、秋山議員と同じなのですが、保護者も巻き込むのだと、保護者も一緒に先生方と考えましょうよという状況をPTAと今後11月には町P連と教育委員の懇談会がありますので、全面にいじめ問題を取り上げようと思っていますけれども、その辺で今後対応していきたいと思っております。

そういうことでお答えになったと思うのですが、よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

〇10番(秋山豊子さん) ただいまの教育長の答弁にありまして、これから地域や父兄を巻き込んでいじめ に対しては取り組んでいくというお話です。

私が、どうしてDVDを提案したかと言いますと、何でもそうなのですけれども、高学年は割と言葉、また口伝え、そういうので理解度があると思うのですけれども、低学年などは形で見せていく、そういうこともDVDの中のいろんな状況によって感情とか、そういうものも一緒に共有することができるということで、私たちもいろんなことに対してDVDを見せていただいておりますけれども、県などにも校長先生、また教頭先生なども行かれることもこの決算書を見るとありますので、そういったときに各方面の皆さんの意見がどういうものが出ているか、また県と連携をして、何としてもそういういじめを水際でとめられたら、先ほど教育長がおっしゃったいじめとの境が難しい、確かに難しいと思います。私たちもスーパーに買い物に行ったり、子供たちの登下校を見たりしていると、ちょっとしたことでも子供が泣いたり、足を蹴られたりなんていうことがあると、それが引き金にならないとも限らないわけです。いじめは、難しい問題ですけれども、みんなで協力してやっていくことが大事だと思いますので、DVDの件につきましても、これもご相談していただいて、皆さんで視聴できたらそのほうがいいのかなと思っておりますので、その辺のお約束をお願いしたいと思います。

では、教育長、その件について、DVDについてはどうでしょうか。

それと、もう一つ総務課がありますので、お話をさせていただきたいと思いますけれども、自然災害の備えによって、私も一般質問や提案をしてまいりました。地震や災害、そして水害ですか、それとか火災など、町民を巻き込んでの訓練、また各地への水災害に対しての周知など、町民皆様の協力をいただいて、実施してきたなと思っております。ですが、日ごろから目に見える形での周知に対しては取り組みが見えてきません。そういうことに対しての進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。看板の設置とか、避難所のきちっとした確立、そこの位置づけ、そういうったことを目に見える形で町民の皆さんにお知らせするということも早く対応したほうがいいのではないかなと思いますので、その辺お願いいたします。

〇議長(野中嘉之君) 教育長、鈴木実君。

[教育長(鈴木 実君)登壇]

○教育長(鈴木 実君) 先ほどのDVDの話で郡の視聴覚ライブラリーというのがありまして、この間まで板倉が持っていたのですが、今明和へ行っていまして、そこにもありますし、ちょっと私は認識不足で、図書室等、あと学校の教材の中にあるかな、この辺は確認します。そういうものも恐らく使っているのではないかなと思いますけれども、ただDVDはDVDなのですけれども、1年生から道徳の授業の中に人権で

かなり具体的な、例えばですが、電車に乗ったときに足を組むのはどうなのかとか、いろんなゾウさんとか ウサギさんを使った形での、そういう目から勉強する授業も実際はあります。この後、DVDについては調 べさせていただきまして、活用できるものは活用していきたいと思いますので、以上でございます。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) 防災関係ですね、今議員おっしゃられたとおり、3.11の災害を受けまして町民 の関心も非常に高い時期であります。それも受けまして、当然町とすれば震災前から重点事業として取り組 んでいるのですけれども、特に震災後重要だということで力を入れています。内容については、今議員おっしゃられたとおり、いろんな方の協力をいただきながら、今実施しているところです。

前にも看板あるいは避難所の誘導等々について、もう少ししっかりしたほうがいいだろうというご質問を受けました。その中で答弁させていただいていると思っているのですけれども、何といっても基本となる防災計画、平成7年から見直しが行われ、実態には正直合っていないのかなと思っています。

そんな中、計画を平成24年度中にまとめますよという形で答弁させてもらっていますけれども、それらと 関連して整理をしていきたいと思っています。当然もうすぐ25年度の予算を編成する時期ということもあり ますけれども、そんな形で進めたいと。

具体的には、防災計画を立てるに当たっては、各専門の立場の防災会議の中で内容を見ていただいて、最終的には計画とするという内容で進んでいますので、それらも踏まえて対応していきたいということで思っています。加えて、ある程度計画がまとまった段階では、議員の皆様にも内容をご説明をして、理解をしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

O10番(秋山豊子さん) それでは、教育委員会にはよろしくどうぞお願いいたします。

それと、総務課で、できれば来年度の予算に少しずつでも、一区切り一区切りでもいいですけれども、それをやっていかないと自然災害ですので、もう課長も重々おわかりのことと思いますけれども、待ったなしですね、そういう点でどこに重点を置いてやっていくか、今まで地域においてやってきたことも大いに私は実っていると思うのです。住民の皆さんもそのことによって災害に対しての備えとか、恐ろしさ、そういうのがわかってきている。やはりそれはやってきたからですよね。だから、そのとおりで、一遍にはできなくても、一つ一つでもいいですから、形にして、見えるという、そこら辺を重要視して、ぜひやっていただけたらなと思っております。

私も、町内見てきょろきょろしているのですけれども、なかなかそういった表示が見えないので、それでその進捗の状況も聞けなかったものですから、どうしたのかなという思いでいたものですから、その辺よろしくお願いしたいと思いますが、課長、最後によろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) 今議員おっしゃられたとおり、いつ災害が来るかわからないと、そのとおりだと思います。あわせて、やはり目に見える形でいろんなものができていけば、十分でないにしても、一つ一つやっていければという思いは同じですので、努力したいと思います。よろしくお願いします。

○議長(野中嘉之君) ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 9番、青木です。3点ほど伺いたいのですけれども、1番目は簡単なことなのですけれども、先日の決算委員会で町債の利率について伺いましたところ、1.0%、場合によっては0.9%ぐらいな利率で借り入れているという課長からの説明があったのですけれども、確認なのですけれども、水道事業の24ページに、一番下のほうに地方公共団体金融機構からの借入金の利率が、1.7%になっているのですけれども、この間の話は間違いなく1%ということなのでしょうか、一般会計のほうの町債の発行の利率ですけれども。

それと、2つ目は、予算書とは違うのですけれども、今度一般会計における主要施策の成果についてという、この間の町長の一般の総括説明の中の記述についてお伺いしたいのですけれども、2ページ、中里課長、わかりますか、わかりますよね、2ページ。そこの記述の内容について伺いたいのです。上から2行目ですか、歳出の主な目的別の状況は、財政調整基金積立金、庁舎建設等積立金の増等により前年比3億3,000万円の増という記述。

それから、5行ぐらい下へ下がって諸支出金で公共用地取得事業費(新センター用地)の減等で前年比5億5,000万円の減でございますという、記述についてなのですけれども、これはこの文面から見るとつじつまが合わないというか、整合性に欠けているのではないかなと私は感じているのですけれども、その点についてどういう意図というか、目的でこういう記述されたのかお伺いしたいと思います。

それから、決算書の194ページ、お願いします。この経費の性質別分析表の中身について幾つか伺いたいと思うのです。まず1つは、人件費という費目の中に、退職手当負担金というのは含まれていないようにも思うのですが、どうなのでしょうか。そうであるとすれば、退職手当負担金というのはどの費目の中に入っているのか伺いたいと思います。

それから、物件費の中に臨時職員の賃金が含まれているのではないかなと思われるのですが、なぜこの臨 時職員の賃金は物件費なのか、その辺の仕分けの理由ですね、根拠をお伺いしたいと思うのです。

それと、先ほど退職手当負担金について伺ったのですけれども、この退職手当負担金というのはどういう ような仕組みというか、流れでなっているのか説明していただければと思うのです。

そして、平成21年度の負債勘定には19億5,000万円の退職手当負担金がこの負債勘定に計上されておるわけですけれども、これについて退職手当負担金と19億5,000万円の負債勘定との関係についても伺いたいと思います。

まず第1回目はそんなところで、よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇」

〇企画財政課長(中里重義君) それでは、順を追ってお答えをしたいと思います。

まず、町債の借り入れの利率でございますが、過日の決算事務調査のときにお答えをいたしましたとおり、 最新の借り入れの利率は0.9%というものが最新で、これまでで最低の利率でございます。先ほど議員がおっしゃるとおり、公営企業債の関係については水道会計で借り入れをしているものでございますので、この間のお答えのときには一般会計に限ってお答えをさせていただいていますので、その点はあしからずご理解 をいただきたいと思っております。

そういったことで、過去これまでの経過、主なものを申し上げますが、現在借り入れをしているもので最高の利率が、これは平成2年度の借り入れで、当時の簡保資金でありますが、これが6.6%というような利率で過去借り入れをしておりました。これはまだ未償還で残っております。そのほかにつきましては、まず全体の割合で申し上げますが、ただいま申し上げました6.6%の利率の借り入れが旧簡保資金でございまして、残高が1,380万9,000円ばかり残っています。

[何事か言う人あり]

○企画財政課長(中里重義君) いいですか、はい。

では、一応そういうことでございます。

それから、主要施策の成果の2ページの関係でございますが、この3行目、前年対比3億3,428万円余の増と、これはまさしくそのとおりを申し上げておりまして、それ以下につきましてはこの3億3,428万円の増加の要因となったものを羅列をしたということでございます。ですから、そういったことで申し上げますと、ここにあるとおり、水稲の高温障害とかの事業では前年対比では1億6,600万円ばかり増えていますよというような内容の中で、これを差し引きをしていくと3億3,428万3,000円の増になりますよという意味合いで並べたものでありまして、特に意図をしてという考えでこれを記述したものではないということでございます。ただ、こういう文章表現が我々としては国語の能力の問題になってしまうのかななんて感じもしまして、もしもう少しうまい表現で、こんなのがあるということがあれば、またいろいろ別途の機会にご指導をいただければと思います。

それから、194ページの人件費の関係でございますが、これには退職手当は含まれているということで理解いただければと思います。

それと、臨時職員の賃金は物件費に当たるということでございますが、これについてはそのような区分を するという仕組みになっておりますので、物件費で振り分け整理をするということです。

それと、負債勘定で19億円余という退職手当の関係が出ているということでございますが、これについてはちょっと私が聞き違ったかもしれませんけれども、公会計の関係でのところで19億円ということだと思うのですが、これについてはその当該年度末に現在勤務している職員が全員退職をするという前提で必要となる退職金の総額というとで出ているということでございます。一応そういうことでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) 仕組みのほうは、今企画財政課長が答えたとおりですけれども、負担額のパーセント等々については今……

[何事か言う人あり]

○総務課長(田口 茂君) 仕組みについては、今話されたとおり、最終的には我々が退職するときにもらうものを、群馬県に組合組織ができておりますので、そこに積み立てて、そこから出ていくと、そういう仕組みです。町村につきましては、やはりそれなりの……仕組み、まずは掛金を積み立てなくてはならないと

いうことです。特別職、一般職ありますけれども、基本的には給料の月額に1,000分の286、これは特別職です。一般職につきましては1,000分の210を給料に当たって積み立てると、それを積み立てたものを最終的には何らかで退職するときにはそれが原資になって職員あるいは特別職の方に支払われると、そういう仕組みです。組合組織で運営しているという組織です。よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) それでは、主要事業の記述の件ですけれども、その前のページに歳入不足を補うため、基金から繰り入れましたという記述があるわけですよね。それで、こちらは2ページの前年比3億3,000万円の増と、基金への積み立てを、どういうふうに捉えるかという、捉え方なのですよね。支出に、現金出納帳でいけば手元から銀行に預け入れるのは出金になるわけですけれども、いわゆる純粋の意味の支出と、銀行への積み立ては同じ出金だけれども、質が違うわけですよ。そうすると、誤解を与えることになるのではないかなと思うのです、こういうのを書くと。財政調整基金に積み立て、庁舎建設基金に積み立て、3億3,000万円の増というと、費用が3億3,000万円増加したように誤解を与えることになるのではないかと。だから、こういう場合には、先ほど歳入不足のために減債基金より繰り入れというか、預金で言えば引き出しみたいなものですよね、なっているのであれば、こっちは歳入、余剰というのはおかしいかと思うのですが、資金余剰のために基金への積み立てと表現しないと、これ整合性はとれないのではないかなと思うのです。バランスがとれないとして、こういう表現だと誤解を与えるのではないかなと思うのです。

それと、もう一つ、諸支出金の5億5,000万円の減ということなのですけれども、これは22年度の支出なのですね、これが23年度の決算で、どういうふうな関係があって、こういうものがここに記述されているのか。23年度は、諸支出金は実質ゼロですよね、にもかかわらず、なぜあえて22年度の諸支出金の5億5,000万円の支出がここに記述されているのかと。これを読むと、言葉の、言外に余韻が残っているわけです。5億5,000万円減って、なおかつまだ諸支出金が5億円ぐらいあるのだよというふうにもとれるわけです、この表現とると。教育長、どうですか。これを読むと、5億5,000万円、23年度では減ったのですよと。減ったということは、前年度もっとあったみたいに、22年度は10億円ぐらいあったみたいで、それで5億5,000万円減ったのだというふうな、言外に含まれていると、そういう意味がね。そういうふうにとったので、私どうしてこういう記述がこういうところに出ているのかなと思ってお伺いしたわけなのです。その、何というの、目的というか、それはわざわざこういう記述をつくるということは、何か目的があるのかなと思うので、その目的。私は、事実を事実として情報公開したほうがいいと思うのです。これは、財政が好転しているということを、悪い言葉で言えば意図的に隠蔽すると言ったら大げさになるけれども、カモフラージュしようとしているようなところが見えるわけです。財政の好転しているということは、非常に結構なことなのですから、何もそれは大いにPRする必要はあるのではないかと思うのですけれども、その意図について伺いたいと思うのです。

それと、費用の性質別分析表ですけれども、退職手当負担金ですか、これは人件費の費目の中へ入っていますか。では、ちょっと計算してみてください、すぐ。一番簡単なのは一番上の議会費、これ一番少ないし、簡単でしょうから。すぐできませんか。この中に入っていますか。足し算はしたのだけれども、ちょうどそれだけ抜けているのですけれども、ほかのもやってみたら抜けているのですよね。単純なミスプリントだか、計算間違いなのか、それはわかりませんけれども、その前のここ見てみればわかるのではないですか。190ペ

ージと191ページ、横にずっと足していくと、私の見間違いかどうかしれないけれども、入っていますか。 質問が3回ということなので、何か継続してやらなくてはならないので、申しわけないのですけれども、ほ かのところも簡単なところ計算したら、入っていないようなのですけれども、どうですか。

では、続けて、先ほどの臨時職員の費用の件ですけれども、そういう物件費になっているのだと、仕分けになっているのだということなのですけれども、臨時職員の費用もこれ人件費だよね、一種のね。まさしく人件費だと思うのです。これは、何か制度的にこういうふうになっているわけですか。臨時職員の賃金は物件費に入れると。何か随分人間扱いされないで、気の毒だなと、賃金も安いし、身分も何か物扱いみたいにされて、非常に不自然に思うのですけれども、でもわかりやすい予算書なんか見ると、人にかかわるコストの中に入っているのかなと思うのですけれども、こっちにも臨時職員の賃金は物件費の中に入っているのですか。

それと、田口課長に聞きたいのですけれども、退職手当の仕組み、これは群馬県の市町村だけのあれですか、組合があるのですか。大体そこに1,000分の210ということは、100分の20、2割だね。相当な金額だよね。だから、給料の2割を積み立てると。これは、約2割を積み立てて、そこの基金にお金があるわけでしょう。それで、なおかつどうして今の職員がやめたときのことを想定して、その金額を将来の負担額として負債勘定に19億円も上げなければならないのか。これ規則で決まっているわけですね、国も含めて。要するに、公務員の退職金というのは負債勘定に計上しなさいと、普通会社の退職引当金なんていったら、大蔵省が認めていないでしょうね、そんな100%なんて。公務員だけはそういうふうにしろという制度なのですね。

それで、退職手当の基金が運用しているのだと思うのですけれども、その基金というのはあるのですか、相当。それとも枯渇しているのか、底を突いているのか。それで、もし底を突いてしまうと、どうなるのかと。議員年金みたいに、そうするとさらに20%で間に合わないと、緊急に退職者が増えたという場合には、それに対応し切れなかったらどうされるのか、また一般会計から拠出してやっているのか。今の議員年金が廃止されてしまった、そうやっていますよね。一般会計から負担してやっていますわね。だから、あれと同じようになる可能性があるのか、その辺についてもお伺いしたいのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) 主要施策の成果の記述の関係ですが、議員がおっしゃるように毛頭隠蔽をするとか、そういう気持ちは持っておりません。ただ、この記述については、長い間このような書き方で踏襲をしてきております。ですから、簡単に前年の記述の中の数字だけ変えればできてしまうという、そんな感覚でつくってきてしまったような嫌いもあります。ですから、今後そういったことを踏まえて、少し記述の仕方については考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、退職手当の関係ですが、私も不勉強で恐縮だったのですが、退職手当の支出については194ページについては、全てが総務費の中に含まれていると。ただし、教育委員会事務局の関係だけは教育費の中に入れてあるということでございますので、したがいまして、それ以外の款の人件費の中には退職手当組合負担金は入っていないということですから、確かに議員がおっしゃるとおり、計算すると数字が合わないことになるようです。そういうことで、総務費のほうにあらかたの職員の退職手当組合負担金が入っているということでございます。

あとは、それだけでよかったかなと思うのですが、私の答えは以上です。よろしくお願いします。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) まず、19億円の関係については、議員おっしゃられたとおり、そういう仕組み ということでご理解をいただきたいと思います。

当然一般的には最終的に、一度に本当の今回震災があったわけですけれども、ああいうものが町全体を襲うということでもない限り、全員の職員が対象となるような事項はないと思うのですけれども、仕組みとしては全員が退職したときのためにという形になっていますので、よろしくお願いします。

加えて、先ほど負担金の利率のほうを、掛金率ですね、話したわけですけれども、当然我々の給与体系、その年々、その時代背景、経済状況等々を踏まえて常に変化しています。そんな中、当然我々からすれば右肩下がりで非常に厳しい時代を迎えているなと思っているのですけれども、当然それらも踏まえながら掛金率を上げてみたり、そういう中で運営していくという形になっています。したがって、いろんな状況が変わってきたときには、当然退職のベースとなる、例えば何カ月支給しますよというものの削減もあるでしょうし、それらと掛金率を上げるような形の組み合わせ、いろんな組み合わせの中でこれが当分の間は運営されていくのかなということで思っています。

よろしくお願いします。

[何事か言う人あり]

- **〇総務課長(田口 茂君)** 当然それらで基金で運営というところまで確認しておりませんので、ちょっと確認がとれ次第それについてはお答えさせていただきます。
- 〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

[企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) 先ほど1つお答えを落としましたので、お答えしたいと思います。

臨時職員の賃金がなぜ物件費だというご質問ですが、これにつきましては決算統計の決まり事でございますので、そういった仕組みの中で物件費として扱うということでありますから、我々がどうしようもないということでありますので、そういった点も十分ご理解をいただければと思います。

それと、退職手当の関係も決算統計上は物件費に当たるのかなと……済みません。これは余分なメモ書きでした。いずれにしても、退職手当についてはそういうことで、総務費、それから教育費の中に含まれるということでございますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。
- **〇9番(青木秀夫君)** 先ほどの主要施策についての表現なのですけれども、やはり誤解を与えるというか、誤解を受けてしまうというか、例えば諸支出金で支出がゼロなのに去年の大きな支出金をわざわざここに計上するということは、何か私性格悪いから、ある目的を持ってやっているのかなという気がするのです。財政状況は好転しているということは非常に好ましいことで結構なことなのですから、ぜひありのままの記述を、どうも何か財政が厳しいという決まり文句をつなげるとこういう文面になるなるのかもしれないのですけれども、実態に合わせた表現にして情報提供していただければなと思うのです。

それから、先ほどの退職手当金の人件費については、私も計算が面倒くさいから小さい金額だけ拾ってやったら、載っていないので、これ、どこへ行っているのかなと思ってお聞きしたわけで、了解できました。 それと、臨時職員の賃金の物件費については、国の制度上そうなっているのでいかんともしがたいという ことなのでしょうけれども、何か人権侵害みたいな、何か違和感がありますよね。人件費を物件費に充てるなんてことは。

それと、退職負担金については、よく調べなければわからないということなのでしょうけれども、結果的にはこのようなことも恐らく想像するに底を突いているのかなと思うのですね。足らなければまた一般会計から支出すると、最後にそれだけ聞きたいのですけれども、例えばそれ、どこへ聞けばいいのですか。退職金の月数を減らすとか、それとか今言ったこの割合をどうのこうのとかするというのは。例えば国だと人事院だとかと、地方にもそれに準じたものがあって、そこが決めるのか、それとも何かどこかで、議会で決めるわけではないでしょうね、それぞれの市町村があるわけですから。それはどういうところで、第三者機関みたいのがあって、そういうことを検討されているのでしょうか。最後に、そこだけ詳しくわかる範囲で説明してください。

〇議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) 退職の仕組みについては、今言ったように内容が2つあるのかなと思っています。

具体的には、退職の、例えば給与に対して何カ月を支給するとか、そういう仕組みと、実際の今議論になっています積み立てる金額等々について2つあるのかなということで思っていますけれども、最終的には群馬県の場合、市町村の総合事務組合ということで運営しているわけですけれども、基本となるところはやはり人事院のそういうところが基本になって運用されていると理解しています。細部については、本当にこうですよというところまでの説明できず承知していない部分はあるのですけれども、先ほどの基金の現状についても今担当に聞きましたら、すぐにわかるような問題でないので、若干、時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(野中嘉之君) ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

休 憩 (午後 0時01分)

再 開 (午後 1時00分)

〇議長(野中嘉之君) 再開いたします。

ここで、先ほどの青木議員からの質問に対し、答弁があります。

田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

〇総務課長(田口 茂君) 全体を通じて不勉強なところがありまして、大変申しわけありませんでした。 整理してお話をつなぎたいと思います。

まず初めに、基金の状況ですけれども、8月末現在で131億円余りあります。

次に、退職金が支給されるまでの仕組みですけれども、群馬県で総合事務組合という形でつくっておりま

す。基本的には市町村と一部事務組合で構成されているという組織です。組合に加入しているのは、市町村 でいきますと館林を除いて全ての市町村が加入をしております。当然組合ですので、条例を制定して当たっ ていると。具体的には、退職金の支給条例、組合で決めています。それと、掛金のいわゆる組合の負担金で すね、それも条例で制定しています。それらを踏まえて支給されているという状況です。

では、条例を決める組織とすれば、県内の市長会、町村会の方が代表となって、市長会からは5名、町村会からは10名という組合議員がいます。その中で、先ほど言った数字等について条例で制定しているという状況です。また、条例のいわゆる支給月だとか、掛金の負担率、それらについては先ほど申し上げましたけれども、人事院や国の制度をもとに協議されて至っているということです。現実的には、担当のお話ですと、いわゆる退職金の支給月数等については国の基準どおりという形で、おおむねそれらが参考になりながら組合の条例を制定して、支給に至っていると、そういう流れになっています。

よろしくお願いします。

○議長(野中嘉之君) それでは、質疑、ほかにありませんか。 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) お疲れのところ恐縮でございます。1つお伺いをします。見どころとすると3点の内容になりますが、よろしくお願いをいたします。

先般の各委員会の決算事務調査、あるいは今日の午前中の質疑等、いろいろ問題提起されております。基本的には9月ですので、23年度の決算議会ということで、お話の部分が入ろうかと思いますが、基本的には予算、決算という時系列の流れの中で、23年度の決算を9月でやると、この時点でございますね。既に24年度については上半期が半分過ぎていると。言いかえるとすれば下半期に今まで議論されたような内容ですね、どう生かして3月の決算着地を迎えるかという形になろうかと思います。

そういった中で、当然いろいろ時系列で動いている中で、基本的にはもうしばらくすると25年度の予算編成も始まると。そういった一つのサイクル、流れの中でどこをベースに、どう対応していくかということが当然執行部側には求められると感じるわけでございます。そういった中で、予算ということがすぐ始まるわけでございます。そういった流れの中で、非常に切り口が難しいわけですけれども、1年、1年、ぷつん、ぷつんとこう切れていくわけではございません。そういった一つの流れの中での考え方、どこをベースとして予算あるいは現行ですと24年度予算の下半期に生かしていくかと、そういうことが一つの論点になるであろうと思っております。

もう一つは、具体的に例を挙げてお尋ねするわけでございます。非常に優しい例でございますので、課長 さん方含めて全員ご理解できると考えております。

それと、もう一つは、当町として行政懇談会あるいは事業仕分け、あるいは事務事業評価、そういったものが予算に当然影響してくるわけでございますが、そういった流れの中でのそういった一つの指標をどう取り組んで、具体的に評価、行政サービス、受け手側の町民に理解を得られるかと、こういった一連の流れになろうかと思うのでございますが、まず1点目の予算、決算の流れについてのお考えを企画課長にお願い申し上げます。

〇議長(野中嘉之君) 中里企画財政課長。

「企画財政課長(中里重義君)登壇]

○企画財政課長(中里重義君) お答えをいたします。

まず、予算と決算の関係ということでございますが、いずれにしましても予算の編成に当たりましては、 予算編成方針を毎年度定めまして、その編成方針をもとに新年度の当初予算を編成するという手順で、まず 編成の作業を開始するということでございます。それから、1年間の予算の執行、業務の遂行状況、そうい ったものが当然最終的な決算へ反映をされるということでございますが、毎年度の事業の実施計画、これは 当然見直しをすると。あわせまして、議員がおっしゃるとおり、事務事業評価の評価結果、これも当然次年 度の予算編成には反映するべきものは反映をするということでございます。

一連のそういう経過の中で決算が出てくるわけでございますが、当然今回審議をいただいております23年度の決算の内容につきまして、いろいろご意見等が出されております。そういったものも当然次年度の予算編成の上では反映させるべきものは反映させていくということでございます。

まだ、これからいわゆる編成方針等については定めていくということでございますので、今日の時点では25年度当初予算の編成に当たっての基本的な考え方についてはまだ申し上げられる状況ではございませんけれども、いずれにいたしましても、今議会での決算の審査認定の結果も当然反映をさせていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。
- ○5番(小森谷幸雄君) では、具体的に1つの例を挙げてお尋ねをさせていただきます。

特に限定させていただきますけれども、担当課長以外でもそういうご理解をぜひいただきたいと思っております。科目についても、委託料という考え方の中でお話をさせていただきたいと思います。

2つほど例として挙げさせていただきますが、先般の事務調査の中でも、農村公園の質問がございました。 農村公園は、設立当初の目的と現状を比較して、多分お答えがあったと思っております。現状は33カ所あったのが16カ所に削減されていますよと。基本的に今申し上げましたように、設立当初の目的がある意味で終了しているのであれば、やはり中止かあるいは管理の方法を具体的に変えるべきであろうと思います。管理は行政区さん、遊具の施設管理は町というようなご説明がありました。そういった中で予算を執行するに当たって、そういうものを綿々と前年踏襲ということで、事業のあり方としてそういうものが本当に今の時代に求められるかどうか。ひいては、事業評価の中でも多分そういったものが反映をされてきて、例年どおりで多分やっておられるであろうと思うわけです。

もう一つの例は、水郷公園の管理でございます。これもよくご理解できると思いますが、先般もある議員さんから質問がございました。水郷公園の管理が206万円で委託されていると。そのほかに魚の放流ということで40万円、そういったものを検討したときに、例えば予算上、あるいは仕事の目的、中身の問題として、例えば事務事業評価を通してどういう評価をしているということで、見させていただきました。基本的には、23年度は出ておりませんので、22年度の評価結果ということで、先般フロッピーで各議員さんにお配りされているという状況でございます。

難しいところは別として、例えば読ませていただきますけれども、事務事業の実施方法と、誰、何、どのようなことを行うのかと。読ませていただきます。「町民の水辺豊かな憩いの場として、また町内外の多くの方々へ余暇のレジャー、主に魚釣り、スポットとしての場を提供し、気持ちよく利用していただけるよう

水郷公園の清掃業務及び環境維持、整備を行う」と。業務内容、「清掃業務、除草とごみ拾い、それと防除、 整備、砂利敷き、金網修繕」。事業の目的ということでも書いてございますが、「受益者は、町内外の水郷公 園利用者、事務事業の目的」ということで、先ほど述べさせていただいたような意図が記入されております。 「それぞれに異なる目的を持って水郷公園を訪れる全ての方々が気持ちよく利用し、十分に楽しめる環境を 維持するとともに、町の水辺豊かな観光資源としても活用できるように整備をする」と。数字的に申し上げ ますと、事業費で21年度は東広圏から、委託されたということで、若干700万円ほど、22年度315万円、22年 度280万円、23年度はもう出ておりますけれども、このときは予算ということで390万円、24年度を見てみる と365万円というような形で行われているわけでございます。その際に、重要文化的景観というような位置 づけの中で、行政側もアジサイの植栽を行うと。今年も秋口に植栽するというような100万円ほど計上して、 苗木を買って、多分植栽をするであろうというお考えかと思います。その中で、本当に水郷公園を管理する という目的の中で、人件費が月大体約10万円というようなお話を伺っております。そうしますと206万円で 80万円ちょいぐらいかな、管理業務をする部分でございますが、そういった中で、担当課としますとその目 的を達成するために本当にその206万円、あるいは魚を放っていればそれでいいのかという段階になろうか と思いますし、この事務事業の評価の中でやはり将来展望を数字上もやはり描いていかざるを得ないと思う 場合に、現状維持なのか、向上させるのか、そういったことがきちんと反省をされて、事業として反省を踏 まえた上で将来展望で、では来年度はこうしよう、ああしようという形になろうかと思います。そういう流 れが一つは考えられるであろうと思うわけですが、ですからほかの事業等も多分同じようなケースで流れて いるのかなと思います。

例を挙げさせていただいた産業振興課長には大変失礼な言い方になるかと思いますが、やはり一つの事業目的を達成するために、当該年度を当然評価をして、次年度どうするかと。先ほど中里課長からご答弁がありましたような流れの中で、それをどう生かすかということが評価をしたということに値するのかなと思うわけです。その際、先般も都市計画のほうでもいろいろ公園の管理業務の委託ということでるる説明がありました。その際、委託をするに当たって、そういう作業についての委託に関してお尋ねするわけですが、基本的には事前に仕様書をつくって、こういう形でやってくれと、それに対して見積もりをいただいて、実施をするわけでしょうけれども、そのやった結果については報告を求めておられるのでしょうか。その点をお伺いします。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

[産業振興課長(山口秀雄君)登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 群馬の水郷の管理事業の関係でございます。

ご質問のように、委託料としまして邑楽漁業組合に23年度は年間206万円という形の委託契約を結びまして、それに基づいて公園の管理を行っていただいているという状況でございます。

先ほどありましたように、管理人という形で1名を常駐していただいて、その方に月何がしという形でお支払いしている部分がある程度占めるということですが、それにつきましては公園内の清掃と、来るたびにその内容についてよく中を見ていただいて、主に清掃業務を行っていただいているという状況でありますし、また邑楽漁協につきましては、それにあわせて公園内の、今年などもアメリカシロヒトリですか、これが大量に発生しまして、そちらの駆除だとか、あとは伐採だとかカワウの追い払いとかという内容でやってもら

っているとともに、魚の放流というものも含めて行っていただいております。これは例年、今までずっと同じような形で毎年お願いしているという状況でございまして、確かにそういう上では同じ内容をずっと繰り返しているというようなことですが、あそこの群馬の水郷につきましては、実質的に利用者のほとんどが釣り客ということがありまして、本来であればその公園もっと広い意味でそれ以外の方にも来ていただきたいということで、先ほどありましたように周りにアジサイ等を植えて、ほかの方も気兼ねなく来ていただきたいなということで、手は加えておるのですけれども、実質的にほとんどの方が釣り客というような内容でありますので、やはりそちらの部分がウエートを占めた形の維持管理ということになっております。

基本的には、今のところ引き続きこの形かなと思っておるのですけれども、もちろん公園の中については 釣り客だけではなく、ほかの方が呼び込めるようなことは引き続きいろいろ考えながらやっていきたいとい うようなことでありまして、この辺あわせまして総合的な公園の利用ということで検討はしたいとは思って いるのですけれども、今のところ抜本的に中を変えてという状況ではないということでございます。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) そういう返答ですね。

基本的に、水郷公園を例えば町としてどうするかと、極端に言いますと、担当課からすれば例年どおりで現状維持という発想ですよね。それを町として今後あそこをどうするかということが、多分ビジョンがないから、毎年200万円ちょいかな、放魚料入れて二百五、六十万円だと思うのですね。変えたくなければそれが一番いいのですね、例年どおりやればいいわけですから。先ほど植栽の伐採とか云々等があったのですが、それは委託を受けている漁業協同組合、そこの人たちが全て管理をするという形で、先ほどお尋ねしたのですが、事前にこういう形で仕事をしてくれと、やった結果についてはこうですよと、そういうやりとりはあるのですかというような答弁がちょっと漏れておったのですが、その辺はどうなのですか。

〇議長(野中嘉之君) 山口産業振興課長。

「産業振興課長(山口秀雄君) 登壇]

○産業振興課長(山口秀雄君) 委託の契約に図面が一応入っていまして、そこでこの区域を管理してもらいますよという形の取り決めということで、あとは例えば薬をまくとか、除草するというときに改めてちょっと伺っていないというのが状況でありまして、その範囲で基本的にはやっていただいているという確認しかしていない状況でございます。

〇議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君。

○5番(小森谷幸雄君) そういう流れの中で、例えば事業評価シートを使いますと、当然結果も求められていると。いわゆる事業を実施するに当たって予算、お金を投入して、出たものがよかったか悪かったと。ただやりましたよという報告ではなくて、成果としてよかったのかどうか、いわゆる政策を推進する意味で結果がよかったのかどうかと。やはりそこまでフォーマットを見ますと求められているわけですよね。ですから、その一連の流れを、自分たち、我々に評価をしていただくということも当然必要なのですが、自分たちの仕事を遂行する上で、この一連の流れの中で何が足らないのかという部分を見つけ出す意味でも、事務事業評価、これは当然自己評価もあるし、評価委員会なるものも設置をされていると。そういった中でまな板に載った事業を皆さんでやはりこれで本当にいいのだろうかという、やはり意見交換がされないと、これはこれとして評価はしましたよという結果で終了してしまって、例えば先ほど申し上げた来年度の予算に、

この評価結果は1年前の話ですけれども、次年度の例えば現行ですと24年度の下期なのか、下期に影響を与えるのか、あるいは25年度の新予算の中でこの事業の展開をどうするのかということを、やはり検討するし、町としてするならば、担当課とすればこういう形であそこを望ましい絵を描いて、提案をしてもいいと思いますし、町の考え方、そういったもの、そうしますと、例えば10年で2,000万円投入するわけです、お金をね、極端に言えば。

では、10年間でどういう絵を描いて、1年目はこうする、2年目はこうすると、それがやはり計画だと私は認識をするわけです。それが全くなくて、次年度と同じことをやっているわけですから、成長はないわけですよね、その公園という部分については。ですから、ある意味ではほかの課の仕事もそのようになっている部分が私はあるのではないかということで、一番わかりやすい例としてこの水郷公園を挙げさせていただいているわけです。ですから、振興課長を一人どうのこうのと言うつもりはないのですけれども、例として挙げさせていただいているのはそういうことです。ですから、他の課でも自分の仕事を進める上で受け手のサービスの評価がどんなレベルなのだろうなと。いわゆるアウトプットではなくて、アウトカムと、政策の評価ということを、事務事業評価も2年を経過するわけですね。23年度をやりますと3年目を迎えるわけです。ですから、その整合性、いわゆる年度ごとの事業と事務事業評価をどう関連づけるかというところでの仕事というのかな、事業の推進というのかな、そういう考え方が定着しないと、今後いろいろお金の、先ほど問題等もありましたのですが、少ない予算、経費で大きな効果を得るつもりもないのですが、仕事を進める上である程度の成果を出すには、そういった考え方が必要なのかなと。

例えば、これはちょっと脱線しますけれども、水郷公園の管理の中で、一つの例として挙げますけれども、教育委員会も当然あそこは重要文化的景観の位置づけということで、お金を出すとか出さないとか別として、知恵ぐらいは出せるであろうと、私は認識できるわけですね。そこに、水郷公園ということで、例えばアジサイの植栽の例が今年の秋口にやるというような話だったのですが、例えば植栽について町民ボランティアを募って、皆さんでアジサイの木を植えましょうと。そうすれば、ある意味では自分たちも関係したお仕事、仕事というのかな、お手伝いしたアジサイがどうなるのだろうと、興味も出てくるであろうし、先般の一般質問でも申し上げたのですが、いわゆる協働というような関係も、考え方も導入できるのかなと。ですから、産業振興課単独でいろいろ試行錯誤しても、なかなかできない事業の一つだとするならば、他部署、あるいは町民のそういった役務をいただいた中で、町としてはそこをこうしていこうと、ではそれは10年計画でいきますよと、そういうビジョンがあれば、それはそれなりに私は進展するのかなと思いますが、多分このまま行けばまた来年度二百四、五十万円の予算をとって、こんな形でやっておいてよねと言って、また今の時期を迎えてしまうであろうと。ですから、ほかの課のお仕事もそういう意味で、この事務事業評価というものをぜひ捉えていただきたいなと思うわけです。

やはり、これだけの作業をして、これを生かさない手はないわけですね。最後に、これは担当評価者、係長評価、課長評価ということで、それぞれ考え方を述べられているわけですね。では、この考え方をどう実現させるかということが、年間の予算と事務の量だと思うのですね。そういう意味の、せっかくこういうものを、400事業ほど皆さん努力されて、評価をしているわけですから、これを利用しないわけにはいかないであろうと、もったいないであろうと。

ですから、先ほど冒頭申し上げましたように、予算・決算、決算・予算なのか、その一つのサイクルの流

れの中で仕事を考えていただくと。そういう方向性の中でぜひトライをしていただいて、一つの事業として 1年をたったときに、まあ満足できる、できないは別として、1つやり抜いたという実感を職員の方々にぜ ひ持っていただきたい。課長さんは課長さん、係長さんは係長さん、一般職員については一般職員なりにそ れぞれ目標管理なども導入されているように伺っておりますので、そのできばえをきちんと評価してあげる ということが、町全体のレベルアップにつながるであろう。あるいはサービスを受ける町民側からの評価も 私は得られるのではないかなと。

ですから、400事業、11課かな、10課かな、分ければ40事業、40事業を課長以下、係長を含めて職員さんがいらっしゃいますので、その中でいろいろ議論を交わしながら、ぜひ前向きな話の中で事業を進めていただければと思いますが、町長、その辺はいかがでございましょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 私が就任をして、率直に感じたのがいわゆる議員さんと同じような感じを受けたところでございまして、幸い同感をいただいた上で事業評価、あるいは業績評価、いろんな呼び方はあるのですが、改善を始めたところだと認識をしております。結局、担当課が実際どれだけ事業内容を一番最初に手をつける、最初のグループというか、それが全部事務職であっても、どういう理想像を描き、それに向かって第一歩をどういうふうに進めるかということが、まず多分議論されていないのだろうと。

常に前年度ということで、まず前年度の反省から入るということを我々は普通民間ではするわけですが、そういった面が比較的公務員型と言われる原因になっているのだろうということで、今日まで参っております。指摘されるような面が払拭されている状況とは全然考えておりませんので、これは単に1つの課だけでなく、特に教育委員会等についてもやや傾向的にそういう傾向が強いという感じを私は持っておりまして、あるいは産業振興課とか、全ての課ですね、会計課を除いては。ということでもありますので、しっかりと今の質問を受けとめて、私もほぼ同感でありますので、町民のためにお金を使い、行動をする原点が役場の中ということであれば、それは忠実に繰り返し繰り返し1年経るごとにその作業を追加をしていかなくてはならないと思っております。

○議長(野中嘉之君) 小森谷幸雄君に申し上げます。 3回の質疑が終了しております。 ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。 これより認定第1号について採決いたします。 原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○認定第2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(野中嘉之君) 日程第2、認定第2号 平成23年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「挙手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○認定第3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(野中嘉之君) 日程第3、認定第3号 平成23年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

〇10番(秋山豊子さん) 10番、秋山です。 4 つほどお願いいたします。

33ページの特定健診検査で、私も一般質問等で要望というか、しました大人の肺炎球菌ワクチンについて、これから冬に向かってワクチンもとても大事なことであると思いますので、この件について一部の助成をどのように考えているか、ここに当てはまるかどうかというのは、あれですが、それが一部助成ができるかどうかということが1つと、次の下ですね。保健衛生普及啓発事業、これは食改推の皆さんにきっと補助を出しているのかなと思うのですけれども、今回健診で、その結果として封書で通知が来ました。あなたの検査の結果はこれこれこうですよ、正常ですよとか、そういった通知が来たのですけれども、それもとてもいいなと思ったのですね。その説明があるから来てくださいと言っても、なかなか足を運べない方に、それを通知で受けた方には来たのかなと思うのです。それを継続するのかどうかということを2点目で聞きたいと思います。

3点目が、医療費適正化対策事業の中で、これはあなたのお宅は1カ月にこれだけの医療費がかかりましたよというはがきだと思うのですけれども、このはがきについて町民の方から何かご意見等が町のほうに来ているかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、人間ドックの補助事業ですけれども、この間傍聴したときに、人数とか、そういうのをお聞きしたのですけれども、この人間ドックをやって、そしてその方の病気が見つかったというか、そういうのがあるかどうか、また重大というか、そういうのはどうでしょうかという、その4点についてお尋ねしたいと思います。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) それでは、議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

まず第1点目でございますが、高齢者ですね、主に肺炎球菌ワクチンの助成事業ということでございますけれども、前の議会のときに肺炎球菌のワクチンについて質問がありました。そのときに、この近隣では実施していない市町村が多い、ただし群馬県では半分ぐらいの市町村が実施しているとお答えした記憶がございます。その後、1市5町の保健担当の会議ございまして、ほかの市町村の状況を聞いてみました。やはり、ほかの市町村もなかなか肺炎球菌ワクチンの助成までは今のところは考えていないというような市町村が全部でございました。そのような状況から、必要かと思われますけれども、肺炎球菌ワクチンの助成事業につきましては、もう少し検討をさせていただきたいと考えております。

それと、2点目の特定健診の結果通知の関係でございますが、これは継続させていただきたいと考えております。

それと、3点目の医療費通知ですね、はがきですね、はがきに対する町民からの意見等がありますかということなのですが、内容の問い合わせ等は担当のところへはあると思いますけれども、これといって私のところまで上るような意見、内容というのは今のところ来ていないという状況でございます。

それと、人間ドックの助成をした結果、病気等重大なそういった疾病等が見つかっているかというご質問だと思うのですが、私ども人間ドックの助成金を支出する場合は、結果通知のコピーをいただいているところでございます。ですから、中身は1件1件確認してはございませんけれども、各個人が当然その人間ドックの結果通知については目を通していただいていると思いますし、病院からの説明も当然あるということですので、結果的に今私どもで重大な疾病等が見つかったかどうかは具体的には把握していない状況でございます。

以上です。

〇議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。

〇10番(秋山豊子さん) この肺炎球菌ワクチンについては、他の市町がやっていないのでということなのですけれども、この肺炎球菌に対してはかかった場合は本当に、1回打っていただくと5年間それがずっと継続するわけですね。その1回の受診料というか、それが8,000円では済まないですよね、かかった場合、その方が肺炎にかかった場合の医療費は。そういったことを考えると、私はこれを8,000円全額補助してくださいということではなくて、年齢を定めて一部助成をしていただけたらと訴えているわけですけれども、この辺は町長のお答えをいただきたいと思います。

それと、人間ドックの大きな疾病というか、そういうのが町のほうには来ないのですよということなのですけれども、その受けた方が病院から、そのことについてまた指定された病院とか、そういうところにかかるのでしょうけれども、やはり町で補助事業ですので、そういう結果もご本人からではなくて、病院等から町のほうへ知らせていただけたら、そういう結果として効果が見えてくると思うのですよね。そうなるといいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君) 登壇]

〇町長(栗原 実君) 大人というか、肺炎球菌助成についてですね、やれればいいということですが、私 も同感であります。しかし、全て始めるとやめることができなくなるという、長期的な見通しもございまして、慎重に検討しました。今の時点では、先ほど課長が答えた範囲に想定をしております。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** 人間ドックの結果を病院から直接私どもの補助している保険者へ連絡というのは、これはできないと私どもは考えております。それは無理と思いますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(野中嘉之君) 秋山豊子さん。
- **〇10番(秋山豊子さん)** その通知は、やはりその組合があったり、広域連合ですか、そういうところがあるので、なかなか難しく、板倉だけがその結果を欲しいと言ってもなかなかいただけないのでしょうか。そういう関連でしょう……

[何事か言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

- **〇健康介護課長(小嶋 栄君)** そういう意味ではございません。あくまでも個人情報に当たりますので、個人情報は私どもとしてはいただけないという意味でございます。
- 〇議長(野中嘉之君) ほかにありませんか。 青木秀夫君。
- ○9番(青木秀夫君) 先日の一般質問と答弁を踏まえて、それを整理しながら伺っていきたいと思います。 先日の一般質問の中で、不正の疑いのあるレセプトの存在も発見されたと。そして、被害の事実も確認されたと。そして、患者とそのレセプトのつけ合わせもして、さらにその疑わしい事実が確認されたということで、県の国保援護課へそれらのレセプトを送っているということを先日の質問の中で確認しましたので、それを踏まえて伺っていきたいと思います。

この不正の疑いのあるレセプトによって、だまし取られた医療費は国民健康保険法65条で、板倉町国保会計単独でもそれを返還させることができるという記述があるわけですけれども、それを返還させることをしなかったということはどういう理由なのか。単なる怠慢なのか、それとも何かできない理由があったのか、その辺についてまず伺いたいと思います。

それから、不正の疑いのあるレセプトによって支払った医療費は返還させればいいというだけでなくて、これはだまし取られた医療費は、その被害の事実はこれ詐欺に遭っているわけですから、詐欺罪が適用されなければならないはずです。刑事告訴することもできるにもかかわらず、しなかったというのはどういう理由か、これも伺いたいと思います。刑事罰の目的は、この間も申し上げたように、犯した罪を罰するだけでなく、犯罪の予防、抑止、2つの効果を狙っておるわけで、一罰百戒の効果は何としても大切な目的であるのです。なぜそういうことをしなかったのか。

それから、3つ目として、続けて聞かなければならないのですけれども、公務員は刑事訴訟法の239条で、 犯罪の事実を知ったときは、その事実を告発しなければならないと明文化されているのです。不正の疑いの あるレセプトによって、詐欺被害を受けている国保会計の責任者であるならば、告発義務することは、必須 のことであると思うのです。それをなぜしなかったのか、できなかったのか、その辺についても何いたいと 思います。

○議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

○健康介護課長(小嶋 栄君) まず、1点目の不正の疑いがある診療報酬明細書を発見したにもかかわらず、返還請求をしなかったかというような点でございますけれども、今般の不正といいますか、疑義がある診療報酬明細書に対しまして、一部ではございますけれども、私どもから医療機関のほうに照会をさせていただいております。そういう点では、全て返還請求をしていなかった、要するに内容照会をしなかったということではございません。私どもは、レセプトに関しましては被保険者への調査及び医療機関への内容照会のみの権限を与えられていると承知しておりますので、1件につきましては内容照会をさせていただきました。その結果、返戻をさせていただいております。そのほか若干疑義がある診療報酬明細書もございますけれども、これにつきましては群馬県から依頼された調査内容から判明したわけですので、その群馬県の対応、もしくは地方厚生局の対応を見てからという判断で、今保留をしておる状況でございまして、内容照会をしないということではございません。

それと、2点目でございますけれども、国民健康保険法によりまして監督、監査、指導の権限は厚生労働省と群馬県にあるということでございまして、不正の発覚があったときには、群馬県もしくは厚生労働省、地方厚生局ですが、そちらが権限を持っておりますので、そちらでやはり刑事告発をすべきだろうと私どもは認識をしております。

また、先ほど第3点目でございますけれども、刑事告発の基準ということで、刑事訴訟法第239条の2項で、公務員は告発する義務が定められているということで、なぜしなかったのかということなのですが、私ども不正請求の疑いがあるということで、まだ不正請求があったということではないと思います。ただし、この刑事訴訟法で言われております公務員というのは、国家公務員と私ども地方公務員も含まれるのですが、この医療費の関係、不正請求に関しては、主に今までの例として厚生労働省もしくは都道府県が告発している、もしくは政令指定都市等が告発している例が多うございますので、できるとは思いますけれども、先ほど言ったように、国民健康保険法の第45条の2によりまして、私ども保険者としては告発をしないという考え方でおります。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) ただいまの答弁によりますと、不正の疑いがあると、不正の疑いではなく、不正が確実に認定されるかどうかというのは、最終的にはこれは裁判所しか判断できないのですよ。疑いのある段階で、容疑が濃い段階で警察だって動くのでしょう。まだあれは容疑者なのですよ、裁判が最終確定するまで。だから、できないなんて、容疑が濃ければ、それは告訴でも告発でもできるのですよ。そんな確定した真っ黒けだなんていうのは、それはもう犯罪を確定した後しかそんなこと言えないのですから、容疑が濃厚であればそれは告訴でも告発でもできるわけです。

先ほど国民健康保険法、国民健康保険法って、先日もそんなこと、私も何回か聞いたのですけれども、余りにも行政法という一つの殻の中にこもって、何かいろいろ頭の中、そこに凝り固まっているようですけれども、この国保会計だって社会の中の一つの構成要素で、民法でも刑法の対象にもみんなかかわっているわ

けですよ。だから、この間聞いたらみんな鈴木課長だって、田口課長だって問題があれば警察に訴えますよと、そういうことを言っているでしょう。国保会計だけがなぜ、世の中の一般社会とのかかわりを欠いているかと、欠いてもいいのかというか、治外法権があるみたいなことを言っているけれども、そんなことはないと思うのですよね。

では、国民健康保険法の65条に、保険者というは、板倉町の国保会計でしょう、は、返還請求をさせることができると書いてあるではないですか。何のことなのですか、県か厚生労働省しかできないみたいな答弁されているのですけれども、どういう意味なのですか、はっきりと書いてあるではないですか。だから、それを余りにも何か国民健康保険法と言うから、何か行政法の枠の中で、殻の中で物を考え過ぎているのではないですか。もっと広角度に、板倉町の国保会計も一般社会の一つの構成要素なのですよ。個人であれ、自然人であれ、法人であれ、みんな一つの構成要素なのです。ですから、これはできるのではないかと思うのだよね、告訴でも何でもね。

それで、そんなことをしていると、この間も新聞に出ていましたけれども、国民総医療費が昨年度38兆円だと。間もなく50兆円にもなってしまうだろうと。市町村の国保会計も権限があるにもかかわらず、権限を行使しない限り医療費の膨張に歯どめがかからなくなってくると思うのです。既に幾つかの市町村では、先ほど言った政令都市とか、そういうところだけでなく、余り小さいところはないようですけれども、市のクラスあたりでは幾つかの市町村で刑事告訴しているのではないですか。そういう事実は確認していませんか。そういう事実は知りませんか。

それで、やはりこの刑事告訴というのは効果満点になると思うのですよね。先ほども教育長は大津のいじめ問題も言われていましたけれども、学校のいじめ問題も大津の刑事告訴によって、あの1件だけでもこれ半減すると思いますよ。あの類似のがあと数件出てくれば、本当にいじめの問題なんていうのは、これはなくなるということは絶対ないと思うのですけれども、本当に9割ぐらい減ってしまうのではないかと私は思っておるわけです。

要するに、刑事告訴というのは、これ一罰百戒で、効果てきめんだと思うのです。今や社会経済問題となっている医療費の抑制には、必要不可欠な手段だと思うのです。それでも小嶋課長によると、それは県とか国にしかないという、そんな根拠はどこかにあるのですか。国保会計の責任者なのですから、一当事者なのですから、被害に遭えばその被害の事実を告訴することは、できると思うのです。やってみる価値はあると思うのですけれども、その辺のことは研究課題としても、もう一回その辺の確認してください。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 医療機関による不正請求の刑事告発ということでございますけれども、一般質問でもお答えしましたとおり、先ほどもお答えしましたとおり、私ども国民健康保険の事務をつかさどる立場としましては、国保法を遵守し、群馬県及び国民健康保険団体連合会、その関係機関と連携を図りながらやはりやっていきたいと考えております。

また、刑事告発につきましては、先ほど来申し上げますとおり、国民健康保険法を遵守し、刑事告発をすべきは厚生労働省の地方厚生局や群馬県、都道府県ですね、等が適正であると考えております。

〇議長(野中嘉之君) 青木秀夫君。

○9番(青木秀夫君) 小嶋課長の答弁によると、板倉町の国保会計は何か人格が無視されているとか、存在が無視されているようで、国か県の下請機関という認識を持っているようなのですけれども、地方分権とかなんとか騒がれているのですから、独立した存在で、そういう権限持っているはずだと思いますよ。そうではないですか。

それで、一連のこの不正請求による被害なのですけれども、これは民事的にも刑事的にも時効の段階にはまだ至っていないと思うのですよね。だから、まだまだこれはこれからもそういう刑事告訴とか、告発ではなくて告訴権限があるのだから、刑事告訴することはまだまだ時間的にあるわけですよ。まだ1年ぐらいしかたっていないのでしょうから。ですから、ぜひ今後、過ぎてしまったことは過ぎてしまったこととして、今後そういう対応する時間的余裕はあるわけですから、ぜひそういうことを検討する考えはないかどうか、町長も含めて最後に一言答弁いただきたいと思うのですけれども。

〇議長(野中嘉之君) 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長(小嶋 栄君)登壇]

〇健康介護課長(小嶋 栄君) 同じことの答弁になろうかと思いますが、私ども先ほど来言っています国民健康保険の事務を担当する責任機関、責任者として、刑事告発等につきましては、それなりの指導、監督、監査の権限を持つ機関がやるべきであろうと思います。ですから、刑事告訴に対する検討は、検討というのはどこまで検討というか、なかなか難しいですけれども、私どもはそういった疑いがあるものにつきましては、直接医療機関への内容照会や、もしくは群馬県の指導を仰ぎながら、今後も実施していきたいと考えます。

〇議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

「町長(栗原 実君) 登壇

〇町長(栗原 実君) 担当課長がいろいろ申し述べておるようでありますが、先ほど国保にかかわるチームの一員というところできっと答弁が難しくなっているのかなと思っております。

私は、町民に選ばれた町長でありますので、保険者は不正が発覚したときは返還させることができる、言いかえれば、保険者は、不正の疑いがあると感じたとき、告訴することができ、返還の手段をとることができると、返還の可能性を探ることができるというふうに、逆読みも私自身はしておりまして、町にできることが県あるいは地方局ですか、厚生局、厚生労働省の、そういった全く非公開という中で町が町民のそういった要求に応えられない状況については何としても打破したいということで、先ほど課長も一部最終的に答えた中にありましたが、今町で持っている材料をしっかりと検討し、幸い顧問弁護士等も抱えておりますので、相談をした上、私自身も町民の立場に立った対応をとりたいと思っております。その節には相談相手の筆頭として青木議員にも入っていただくことをお願いすることもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(野中嘉之君) ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。 これより討論を行います。討論ありませんか。 青木秀夫君。

[9番(青木秀夫君)登壇]

○9番(青木秀夫君) 先ほどの一連の小嶋課長の答弁では、決算の承認に賛成しかねますので、結論として反対させていただきたいと思います。

その理由としましては、昨年の9月議会の小嶋課長の答弁の中にもこう述べているのです。「不正請求の疑いのあるレセプトがありましたら、その内容を細かく点検し、皆様の負担を一円でも少なくするように法令に準じた対応をとっていきたい」という議事録も残っております。しかし、実態はどうかというと、先ほどの答弁のように、その法令に準じた行為をとられているとは到底思えないのです。不正の疑いのあるレセプトによって、だまし取られたいわゆる詐欺被害の事実があるのにもかかわらず、国民健康保険法65条の適用すらしなかったと。要するに詐欺被害金額の返還も求めていなかったという事実。それから、刑事訴訟法の230条で、告訴権が認められているわけです、板倉町の国保会計は。それにもかかわらず、刑事告訴という行為もしていない、とっていない。さらに、刑事訴訟法の239条で義務づけられている犯罪の事実を認知した場合は、公務員は告発しなければならないという公務員としての義務も果たしていない。したがって、とてもこの法令に準じて義務を果たしたということは言いがたいと思うのです。よって、この23年度の国保会計を承認することはできないのです。

そして、つけ加えるのに、この医療費の増大、膨張が見込まれているこの状況下、あらゆる手段を用いて 医療費抑制に対策を講じなければ、この問題は解決しないと思うのです。保険金詐欺の抑制、防止に有効な 手段としてはまずこの刑事訴訟法にある刑事告訴であると思うのです。これは一罰百戒で、効果満点である と思うのです。バケツの底に穴のあいたこの医療制度を立て直すには、やはりこの刑事告訴ということが不 可欠な手段であると思います。

それから、先ほども質問の中で言いましたけれども、23年度の国保会計はもう閉じて終了しているのですけれども、保険金詐欺によるこの被害金額は、まだまだ民事、刑事とも時効にはなっていないはずです。ですから、今後とも刑事告訴なり、場合によっては民事的にも損害賠償請求の、被害金額の返還を求めることはできるわけですから、ぜひ今後そういう義務を果たすように努力していただきたいと思うのです。

以上です。

○議長(野中嘉之君) ほかに討論ありませんか。

小森谷幸雄君。

[5番(小森谷幸雄君)登壇]

○5番(小森谷幸雄君) 賛成ということで意見を述べさせていただきます。

今、懸案になっている事案でございますが、不正請求の件でございます。それについては司法の場で白黒 決着をつけていただきたいと。町長の答弁にもありましたように、いろいろ顧問弁護士さん等々と相談をし た上で、そういう権利を行使するというような前向きの発言もございました。

そのほかに、次のような理由から賛成とさせていただきます。国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤となる制度であります。しかしながら、医療費の増大や加入者の高齢化など、構造的な問題を抱え、国保財政は年々厳しさを増しております。病気になった場合など、安心して医療が受けられる現在の国民皆保険性を維持し、給付と負担が町民にとって公平な制度であることが必要であります。

さて、平成23年度本町の国民健康保険特別会計決算でございますが、歳入歳出差し引き残額が1億1,232万

何がしとなり、実質収支も同額であります。財政状況の厳しい中、収支の均衡を維持したことにつきましては一定の評価をするものであります。また、増大する医療に対しまして、先ほどもお話がありました人間ドックの補助事業あるいは特定健診診査事業の充実など、あるいは医療費通知事業などを実施し、医療費の抑制に努めるとともに、保険税収納税対策など、積極的に取り組んでおります。今後とも引き続きより一層の努力をされることを強く要望するものでございます。

以上の理由をもちまして、賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長(野中嘉之君) ほかに討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(野中嘉之君) 挙手多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○認定第4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(野中嘉之君) 日程第4、認定第4号 平成23年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「举手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○認定第5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(野中嘉之君) 日程第5、認定第5号 平成23年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

「举手全員]

〇議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○認定第6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長(野中嘉之君) 日程第6、認定第6号 平成23年度板倉町水道事業会計決算認定についてを議題と し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(野中嘉之君) 討論を終結いたします。

これより認定第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(野中嘉之君) 挙手全員であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○閉会中の継続調査・審査について

〇議長(野中嘉之君) 日程第7、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしましたたとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(野中嘉之君) 異議なしと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

〇町長挨拶

○議長(野中嘉之君) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

〇町長(栗原 実君) 大変お疲れさまでございました。

また、まず言い忘れてしまったわけでありますが、昨日はイートアンド社様の竣工式、議員全員の皆様に ご出席をいただきまして、ありがとうございました。会社の姿勢も含め、板倉町の幸せ発信基地イートアン ドとしての出発でございまして、社長様の挨拶等を伺って、頑張っていただけるのだろうなと強く期待をし ているところでございます。大変お世話になりました。

さて、平成24年第3回の定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、残暑厳しい中9月5日議会開会以来10日間にわたりまして、議案第32号から議案第39号、認定第1号から認定第6号までの計14議案について慎重にご審議をいただき、全議案原案どおり可決決定をいただきましたこと、まことにありがとうございました。特に議案第34号 工事請負契約の締結については、進行中の八間樋橋架け替えに伴う道路改修工事であることから、そして議案第35号 損害賠償の額の決定については、昨年台風時排水不良が原因で、一部浸水状態の町道に乗用車が突っ込み、全損扱いになった件についての町の過失割合に基づく補償を求められた事件であったことから、議員各位からは多面的角度からの質問もいただいたところでございます。八間樋橋関係工事については、関係者と十分調整の上、遅滞なく進めますので、よろしくお願いをいたします。

また、道路冠水による損害賠償の件につきましては、当日台風来襲時の事故回避策として町のとった措置等も含めまして、完全ではなかったという反省も含め、顧問弁護士と相談の上、町の姿勢を定めた上で双方の代理弁護士を通し、示談の合意を了としたものでありまして、今後完全でなかった部分、再発防止の完全でなかった部分も含め、町の対応、検討をしっかり行うよう指示をいたしているところであります。

2日目の一般質問では、協働のまちづくりあるいは少子化対策についての今後のあり方を具体的、建設的にご発言をいただき、十分参考にさせていただきたいと思っております。また、将来を考えるとき、町民の皆様の潜在力を町の活力として考えなくてはならない時代はもう既に参っておりますので、今後ともそういった意味でもご指導とご協力をお願いするものであります。

8月22日に、山田のスマートハウスモデル住宅の地鎮祭が行われ、あわせて翌日の新聞発表にメガソーラー関係、あるいは駅前店舗出店等々掲載されたことから、町民の関心も高く、2名の議員さんからこれに関連する質問がございました。本件については、報道以上でも以下でも現状のところございません。県、山田、あるいは当町の協定に基づいて計画どおりに進展していただければと、町としては願うところでありますし、またそういった目的に向かって全力を傾けたいと思っております。

また、ただいま青木議員の不正請求の疑いの件での町の対応でありますが、ただいま既に申し述べましたが、本件、青木議員さん1年前にご質問をいただいておりまして、私どもも一定の期間、その結果をどうなるのかということも含めて、初めての事案でもございましたので、本日まで時間が経過したという認識を持っております。そして、先般も申し上げましたが、関係当局に伺っても、内容については保険者であっても一切答えられないとのことでありますので、私としても非常に不合理、不道理、納得のいかない面もいっぱいあります。そういう意味で、町の国保会計からの支出に不当な疑いのものがあったとしても、国保上の町の対応は限りがあるようでございます。刑法上の詐欺罪に当たるかどうか、町の持っている調査書類等、あるいは顧問弁護士等とも相談の上、慎重に検討した結果として対処したいと思っておりますので、答弁は先ほど申し上げたとおりでございます。

話はかわりますが、心配をされた米のセシウム検査も問題なく、あるいは出荷の許可も既に出されており

ますし、町としても一安心いたしたところでございます。農家の皆さんが笑顔となるように、この先抑制キュウリや秋野菜もよい価格で推移していただければと願うところでございます。

折しも開会中の10日間で、これは国の話でありますが、国会は重要法案を残したまま閉会になりまして、民主、自民とももう既に代表選一色になりつつあります。誰がなっても変わらないという国民不在の政争にうんざりとの声も多い中、日本維新の会の動向がどうなっていくか、また3年前の民主党と同じく、耳ざわりのよい政策で実現のスケジュールがない橋下大阪市長個人党と言われる維新の会にどれだけ浮動票が集まるか、有権者の真価が問われるところであります。肝心の自民党の谷垣総裁が辞退をされたことによりまして、当事者がいないのであるから、近いうち解散はなくなる可能性も出てきたとの話題も上がり始めておりまして、11月4日投票の我が町長選の日程と重なってしまうのではとの声も一時あったわけでありますが、先が読めない中で時が動いているわけでありまして、最も早くて1月、あるいはそれ以降の線が強くなりつつあるという評論が多数になっているようでございます。

さて、私こと平成20年11月17日初登庁させていただいて以来、議会の皆様を初めとして区長会、その他各種団体の皆様にご指導いただきながら、そして各課長、全職員の協力体制のもと、任期満了のゴールを目前にすることができましたこと、まことにありがたく心からお礼を申し上げるところでございます。振り返りますとき、時の速さ、あるいは苦しかったこともございますし、喜びもたくさんありました。一日一日が身の丈以上の出来事の連続であったとも振り返って思っておりますし、またそういったことを一つ一つ何とかクリアできたことも懐かしく思っております。また、生意気ではございますが、自分自身だけではそうした中にあって充実した納得のできるやりがいのあった4年間であったと思っております。

町民皆様から見ますと、不満な私だと思っておりますが、引き続き町政を全力で担当させていただきたい 旨、既に表明をいたしておりますので、そういった形で11月、今度の17日には再びお会いできますよう私と しても全力で選挙戦を勝ち抜く決意で頑張りますので、ご指導をよろしくお願いをいただければと思ってお ります。

終わりに、議員各位のますますのご発展とご健勝を祈念し、9月定例会閉会のお礼のご挨拶といたします。 大変ありがとうございます。

○閉会の宣告

○議長(野中嘉之君) 以上で今定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。 これをもちまして平成24年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

閉 会 (午後 2時22分)

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。 平成24年11月9日

板倉町議会議長 野 中 嘉 之

①署名議員 小森谷 幸 雄

②署名議員 黒 野 一郎